

くらしと県税

令和8年度版



高知県

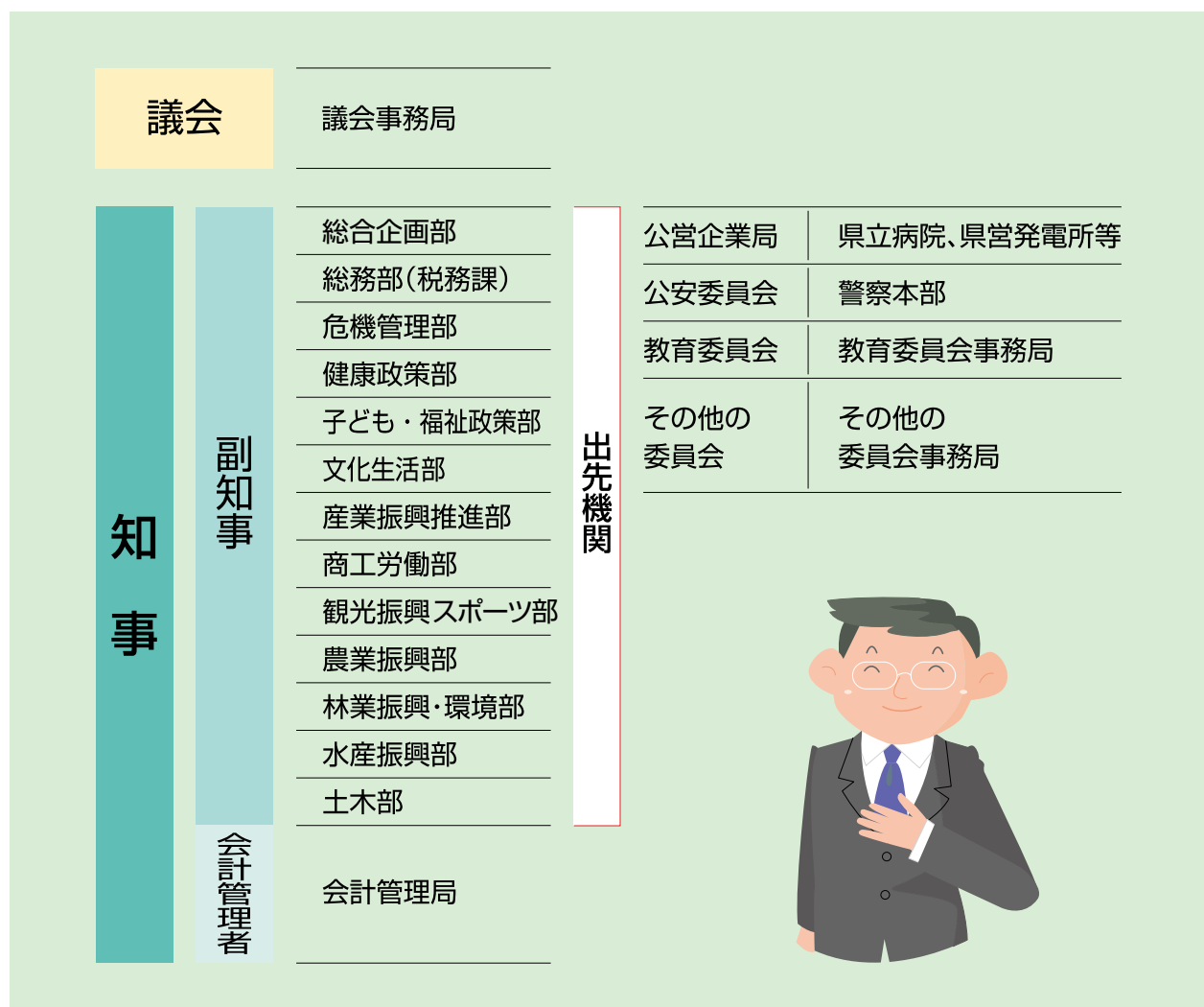
国・県・市町村 のしごと

国は、全国統一的に行う必要がある、外交・防衛・裁判等の仕事をしています。

県は、地域に身近な事柄や、いくつもの市町村にまたがるような仕事として、
 高校教育・道路の整備・警察等の仕事をしています。

市町村は、私達の生活に密着した仕事として、義務教育・小規模な道路の
 整備・消防等の仕事をしています。

高知県庁のしくみ

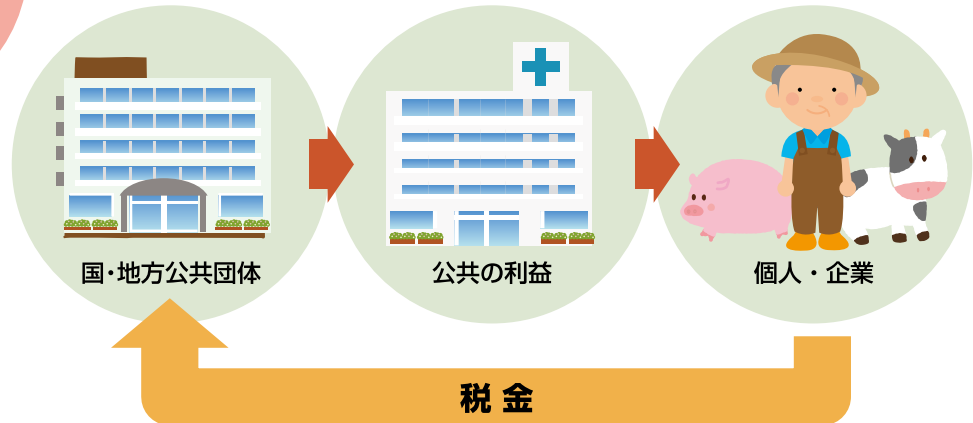


税金とは?

国・県・市町村の仕事をするためには費用がかかります。
 その費用を国民（住民）である私達が「税金」という形で負担します。
 つまり、税金は、私達の社会を維持するための会費ともいえます。

税金と私たちのかかわり

納められた税金は、「公共の利益」に形を変えてみなさまの元に届けられています。



納税カレンダー

主な税金の納期限は以下のとおりです。
納税の目安にご利用ください。税金は期限内にお納めください。

月	県税	市町村税	国税
4		●固定資産税（第一期分） ●軽自動車税	
5	●鉱区税 ●自動車税		
6		●住民税（第一期分）	
7		●固定資産税（第二期分）	
8	●個人事業税（第一期分）	●住民税（第二期分）	
9			
10		●住民税（第三期分）	
11	●個人事業税（第二期分）		●「税を考える週間」 （11月11日～11月17日）
12		●固定資産税（第三期分）	
1		●住民税（第四期分）	●消費税の確定申告（個人事業者） 1月4日～3月31日
2		●固定資産税（第四期分）	●贈与税の申告 2月1日～3月15日
3			●所得税の確定申告 2月16日～3月15日

※市町村税は各市町村によって納期が異なりますので、必ずしもこのカレンダーと同じとは限りません。
また、国税の申告及び確定申告について、表中の期間の開始日又は終了日が土日祝日の場合は、それぞれ税務署の翌開庁日となりますのでご注意ください。

県税にはこのほかにも次の納期のものなどがあります

- 毎月 県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税
- 登録を受けるとき 狩猟税
- 取得のつど定める 不動産取得税

※詳しくは、最寄りの県税事務所までお気軽にお問い合わせください。（→43ページ）

個人県民税（均等割・所得割）

ページ
9

1月1日現在、県内に住所がある人に1,500円の均等割と、所得に応じて4%の税率で所得割がかかります。また、1月1日現在、県内に事務所や家屋敷などがある人で、それらが所在する市町村に住所のない人には均等割のみがかかります。均等割1,500円のうち500円は、通称「森林環境税」として森林環境の保全のために使われます。



県民税配当割

ページ
14

株式会社等から上場株式等の配当等の支払を受ける人に、その配当等に5%の税率でかかります。



県民税株式等譲渡所得割

ページ
14

証券会社から源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡益の支払を受ける人に、その譲渡益に5%の税率でかかります。

県民税利子割

ページ
15

県内にある金融機関等を通じて利子等の支払を受ける人に、その利子等に5%の税率でかかります。

法人県民税

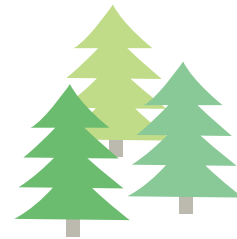
ページ
16

県内に事務所等がある法人に資本金等の額に応じた均等割と、法人税額に応じた法人税割がかかります。また、県内に事務所等がなくても、寮等がある法人には均等割のみがかかります。個人県民税と同じように、均等割のうち500円は森林環境の保全のために使われます。

森林環境税

ページ
17

個人及び法人の県民税の均等割にそれぞれ500円（年額）が加算されます。



個人事業税

ページ
19

県内に事務所などを設けて事業を営んでいる人に、所得に対し事業の種類に応じ3%～5%の税率でかかります。

法人事業税

ページ
20

県内に事務所などを設けて事業を営んでいる法人に、所得等に応じてかかります。

県税と県民の方々のかわりを見てみましょう。

地方消費税

ページ
23

国の税金である消費税と同様に、国内での販売、サービスの提供等や輸入される貨物に対してかかります。

不動産取得税

ページ
24

県内に所在する土地や家屋を取得した人に、固定資産評価額に3%(住宅以外の家屋を取得した人には4%)の税率でかかります。



県たばこ税

ページ
27

卸売販売業者等が県内の小売販売業者に製造たばこを売り渡した場合等にその卸売販売業者等にかかります。実際には税金分は価格に含められ消費者が負担します。

ゴルフ場利用税

ページ
27

ゴルフ場を利用した人にゴルフ場の等級に応じて1人170円～1,000円までの額がかかります。



軽油引取税

ページ
28

特約業者、元売業者から軽油を購入した人等に1リットルにつき15円がかかります。



自動車税

ページ
29

自動車を持っている人に、自動車の種類、排気量に応じてかかります。

鉱区税

ページ
33

県内の鉱区の鉱業権者に鉱区の種類に応じてかかります。

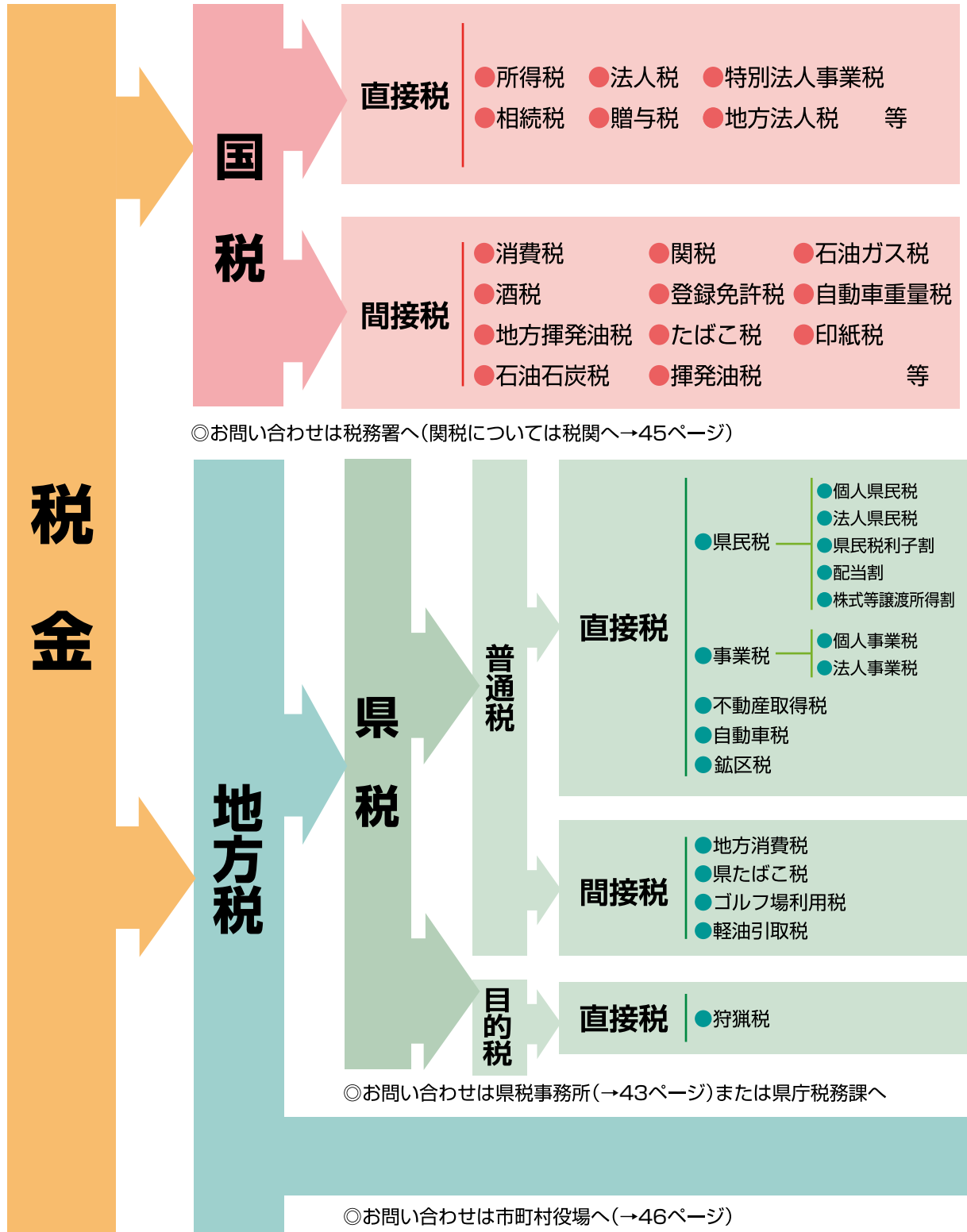
狩猟税

ページ
33

狩猟者の登録を受ける人に免許の種類に応じてかかります。



税の種類





ことばの説明

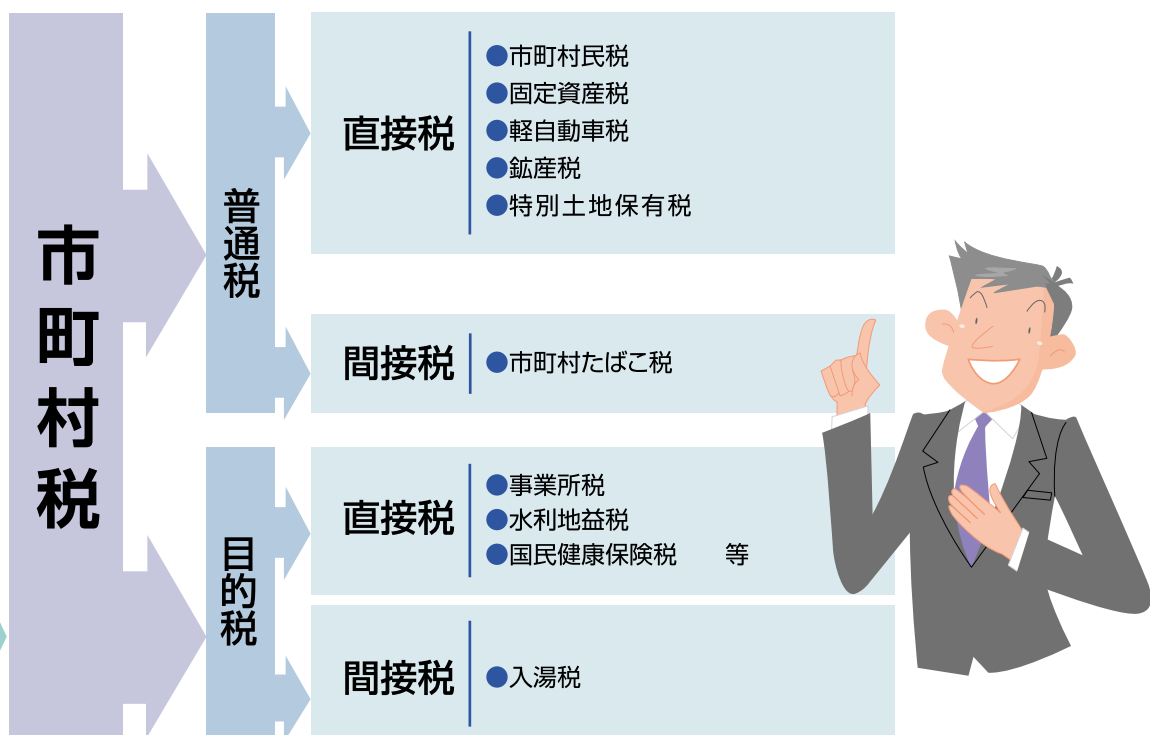
税金のわけかた

普通税…県が自由に使いみちを決められる税金です。

目的税…使いみちが決められている税金です。
(例えば狩猟税は鳥獣の保護及び管理等に使われています。)

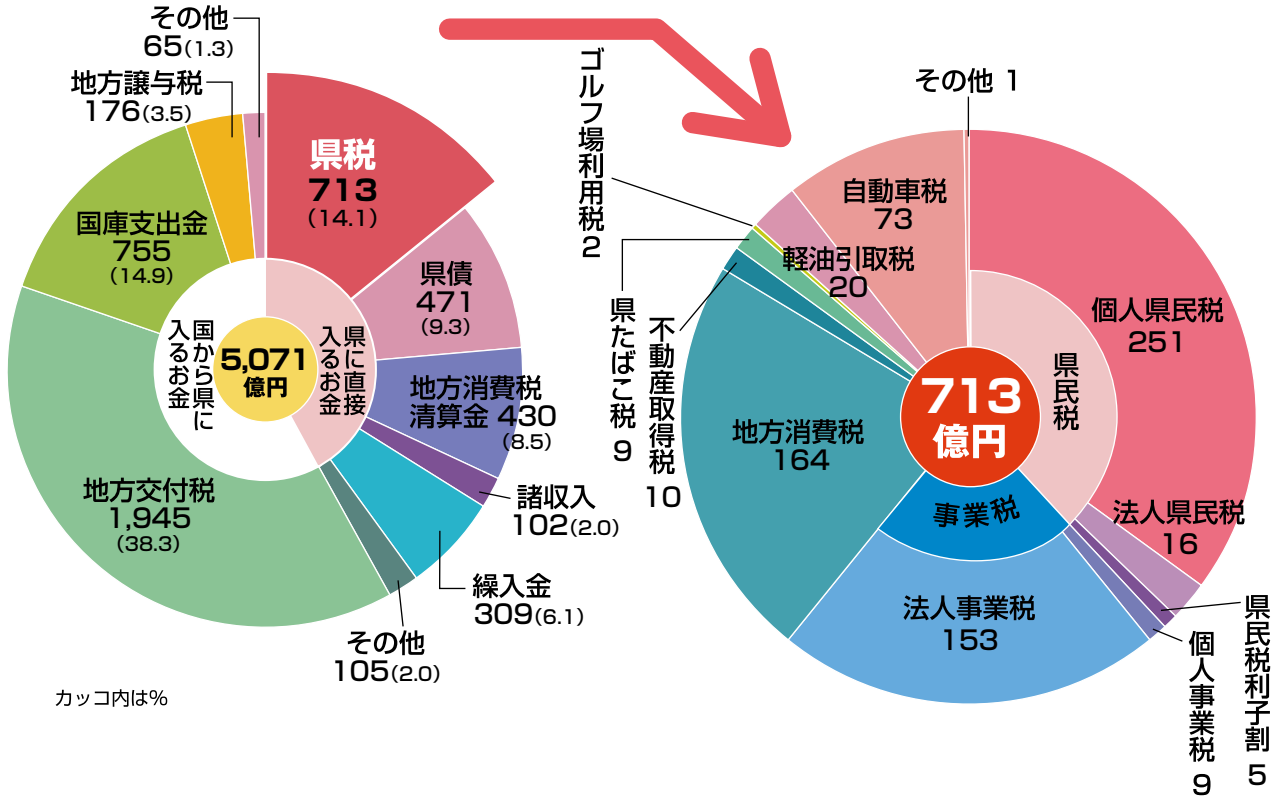
直接税…税金を納める人と負担する人が同じである税金です。

間接税…税金を納める人と負担する人が別である税金です。



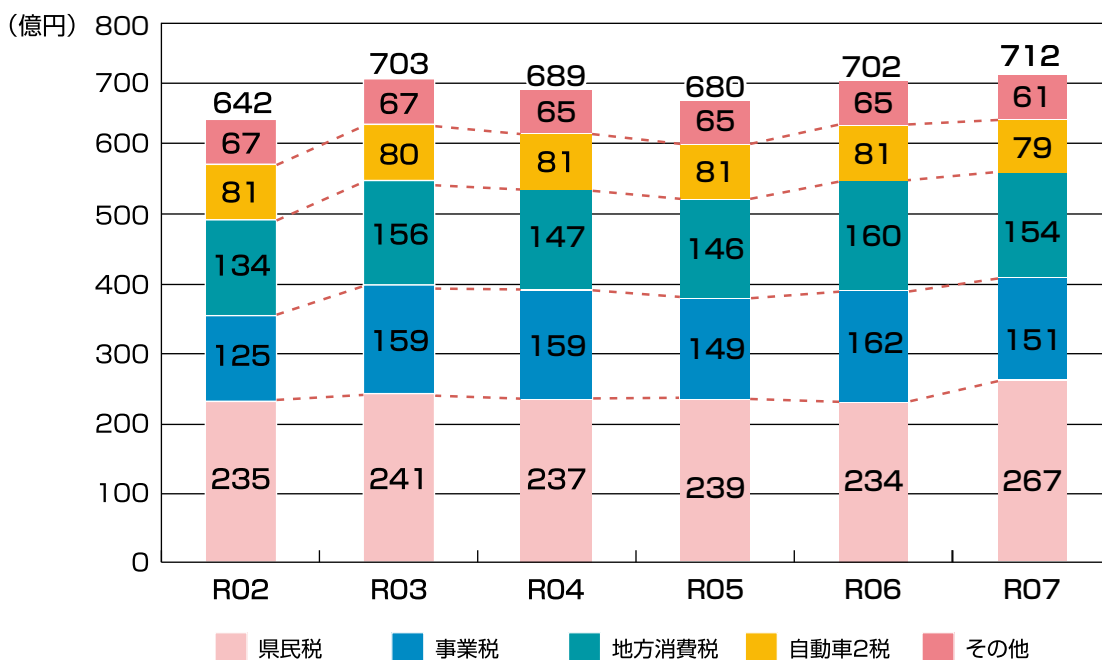
高知県に入ってくるお金

令和8年度当初予算



高知県の税収の動き

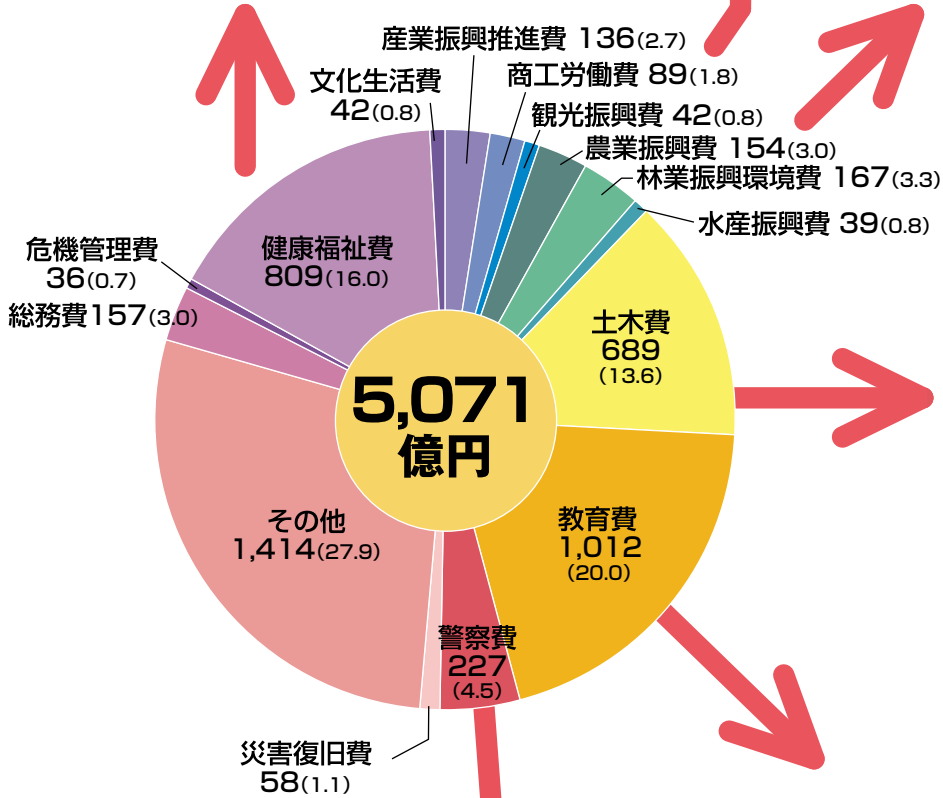
近年の県税収入の推移



※ 令和2年度～令和6年度は決算額、令和7年度は2月補正後予算額
 ※自動車2税は、自動車税と自動車取得税の合計額（自動車税種別割・環境性能割含む）

高知県が使うお金

令和8年度当初予算



県民税

住民の方が、その居住している県の行う行政（教育・土木・衛生等）に要する経費を広く負担していただくものです。

納める人

1月1日現在

- ①県内に住所のある人 →均等割と所得割を納めます。
- ②県内に事務所、事業所又は家屋敷を持っている人でその所在する市町村に住所がない人 →均等割を納めます。

納める額

均等割 - 1,500円*（市町村民税3,000円）

*森林環境税(P17)500円が含まれています。

令和6年度からは、別に森林環境税(国税)として、1,000円が課税されます。

所得割 - 前年の所得金額から、各種控除を行い4%（市町村民税6%）の額を納めます。

申告

申告期限は翌年3月15日で、個人の市町村民税と一緒にを行います。なお、前年の所得が給与所得のみで年末調整が済んでいる場合、または所得税の確定申告書を提出した場合には必要ありません。

納税

給与所得者は、6月から翌年5月の12回に分けて毎月の給料から源泉徴収(天引き)されます。(12・13ページを参照)65歳以上の公的年金受給者は、公的年金から特別徴収(天引き)されます。(公的年金の所得に対する住民税のみ)その他の人は、市町村から送付される納税通知書により、原則として6・8・10・1月の4期に分けて納めます。

所得控除一覧表

控除項目	控除金額																
雑損控除	①(損失額-保険等の補てん額)-(総所得金額等合計額×1/10) ②災害関連支出の金額-5万円 ※①②のうち、いずれか多い方の金額																
医療費控除	(医療費-保険等の補てん額)-(10万円又は総所得金額等の合計額×5/100のいずれか低い額) ※最高200万円が限度 【従来の医療費控除との選択適用:平成30~令和9年度】医療費控除の特例(セルフメディケーション税制) (スイッチOTC医薬品等の購入総額-保険等の補てん額)-12,000円 ※最高88,000円が限度 ※適用には一定の条件があります。																
社会保険料控除	支払った金額																
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額																
生命保険料控除	①新生命保険料、②介護医療保険料又は、③新個人年金保険料(平成24年1月1日以降に契約締結したもの) <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円まで</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td>12,000円を超え、32,000円まで</td> <td>支払った金額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円を超える場合</td> <td>支払った金額×1/4+14,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※各28,000円が限度 ④旧生命保険料又は⑤旧個人年金保険料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円まで</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td>15,000円を超え、40,000円まで</td> <td>支払った金額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円を超える場合</td> <td>支払った金額×1/4+17,500円</td> </tr> </tbody> </table> ※各35,000円が限度 ①(又は④)と③(又は⑤)と②、あわせて70,000円が限度	支払った金額	控除額	12,000円まで	支払った金額	12,000円を超え、32,000円まで	支払った金額×1/2+6,000円	32,000円を超える場合	支払った金額×1/4+14,000円	支払った金額	控除額	15,000円まで	支払った金額	15,000円を超え、40,000円まで	支払った金額×1/2+7,500円	40,000円を超える場合	支払った金額×1/4+17,500円
支払った金額	控除額																
12,000円まで	支払った金額																
12,000円を超え、32,000円まで	支払った金額×1/2+6,000円																
32,000円を超える場合	支払った金額×1/4+14,000円																
支払った金額	控除額																
15,000円まで	支払った金額																
15,000円を超え、40,000円まで	支払った金額×1/2+7,500円																
40,000円を超える場合	支払った金額×1/4+17,500円																
地震保険料控除	①地震保険料 支払った金額1/2 ※25,000円が限度 ②長期損害保険料(平成18年12月31日までに契約締結したもの) <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円まで</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td>5,000円を超える場合</td> <td>支払った金額×1/2+2,500円</td> </tr> </tbody> </table> ※各10,000円が限度 ①と②、あわせて25,000円が限度	支払った金額	控除額	5,000円まで	支払った金額	5,000円を超える場合	支払った金額×1/2+2,500円										
支払った金額	控除額																
5,000円まで	支払った金額																
5,000円を超える場合	支払った金額×1/2+2,500円																
障害者控除	26万円(特別障害者は30万円、同居特別障害者は53万円)																
ひとり親控除	30万円(生計を一にする子を有し、合計所得金額が500万円以下である単身者)																
寡婦控除	26万円(上記以外の合計所得金額が500万円以下である寡婦)																
勤労学生控除	26万円																

配偶者控除	納税者合計所得金額	控除額								
	900万円以下	33万円 (老人配偶者は38万円)								
	900万円超950万円以下	22万円 (老人配偶者は26万円)								
	950万円超1,000万円以下	11万円 (老人配偶者は13万円)								
	1,000万円超	適用なし								
配偶者特別控除	配偶者合計所得金額	納税者合計所得金額	(記載のないものの単位：万円)							
	~100	~105	~110	~115	~120	~125	~130	~133	133~	
	900万円以下	33	31	26	21	16	11	6	3	-
	900万円超950万円以下	22	21	18	14	11	8	4	2	-
	950万円超1,000万円以下	11	11	9	7	6	4	2	1	-
1,000万円超	適用なし									
扶養控除	扶養親族1人につき33万円 (16歳未満を除く)									
	① 年齢19歳以上23歳未満の扶養親族(特定扶養親族)については45万円 ② 年齢70歳以上の扶養親族(老人扶養親族)については、本人又はその配偶者の直系尊属で同居している人(同居老親等)は、45万円、その他の人は38万円									
特定親族特別控除	特定親族の合計所得金額	控除額								
	58万円超95万円以下	45万円								
	95万円超100万円以下	41万円								
	100万円超105万円以下	31万円								
	105万円超110万円以下	21万円								
	110万円超115万円以下	11万円								
	115万円超120万円以下	6万円								
	120万円超123万円以下	3万円								
123万円超	適用なし									
基礎控除	合計所得金額	控除額								
	2,400万円以下	43万円								
	2,400万円超2,450万円以下	29万円								
	2,450万円超2,500万円以下	15万円								
	2,500万円超	適用なし								
所得金額調整控除	給与所得及び公的年金等雑所得があり、その合計が10万円を超える等の一定条件を満たす場合に一定の金額を控除するもの									

■ 計算してみましょう

高知市に住むTさんの場合(会社員)

家 族 配偶者(パートタイム労働者、収入105万円：所得=105万円-65万円=40万円)
子 2人(大学生・中学生)

収 入 530万円

新生命保険料 8万円

社会保険料 35万円

地震保険料 6,000円

■ こたえは

収入金額 **5,300,000円** 給与の場合は、収入に応じて給与所得控除があります。

給与の収入金額の合計額	給与所得の金額		社会保険料控除 350,000円 ()は人的控除の差額
650,999円まで	0円		+
651,000円~1,899,999円	収入金額-650,000円		+
1,900,000円~3,599,999円	収入金額 ÷4=A	A×4×70%-80,000円	+
3,600,000円~6,599,999円	[千円未満] 端数切捨	A×4×80%-440,000円	※ 配偶者控除 330,000円 (50,000円)
6,600,000円~8,499,999円	収入金額×90%-1,100,000円		※ 扶養控除(特定)1人分 450,000円 (180,000円)
8,500,000円以上	収入金額 -1,950,000円		※ 基礎控除 430,000円 (50,000円)

所得金額 **3,800,000円** - 所得控除 **1,591,000円**

所得金額-所得控除=合計課税所得金額(千円未満切捨)
2,209,000円

調整控除 (合計所得金額2,500万円超は適用なし)

※人的控除の差額 280,000円
合計課税所得金額が200万円を超える場合は、人的控除の差額(280,000円)から、合計課税所得金額から200万円を控除した金額(209,000円)を引いた金額の5%を税額から控除する。
{280,000円-(2,209,000円-2,000,000円)}×5%=3,550円
(県民税1,420円・市民税2,130円)

均等割

県民税 1,500円

市民税 3,000円

森林環境税(国税) 1,000円

所得割

県民税 2,209,000円×4%-1,420円=86,900円 (百円未満切捨)

市民税 2,209,000円×6%-2,130円=130,400円 (//)

合計

県民税 **88,400円**

市民税 **133,400円**

森林環境税(国税) **1,000円**

納付額は **222,800円** になります。

税額控除

各種の控除(所得控除)を行った後の課税所得の額に、税率を乗じて一旦計算された税額(所得割)から、差し引かれるもの(税額控除)があります。

項目	内容
調整控除	所得税と住民税では、配偶者控除や扶養控除等の人的控除の額に差があり、課税所得の額が異なるため、税源移譲によって所得税と住民税をあわせた税負担が増えないように控除するものです。
寄附金税額控除	地方公共団体等に寄附を行った場合に、一定額が控除されます。 (寄附金－2,000円)×4% (市町村民税 6%) 税務署へ確定申告することで、所得税と住民税の両方の控除を受けることができます。 所得税では所得控除になりますが、住民税では県民税と市町村民税で対象が異なる場合があるため、税額控除になります。 1. 地方公共団体に対する寄附金 (いわゆる「ふるさと納税」) (注1) 2. 高知県共同募金会及び日本赤十字社高知県支部に対する寄附金 3. 県が条例で指定した寄附金 (注2) 注1：いわゆる「ふるさと納税」は、上記以外に特例控除額があります。 注2：市町村が条例で指定している場合は、市町村民税でも控除されます。
配当控除	株主等が受け取った配当は、企業側で課税された後の利益(所得)から分配されるので、法人税と所得税の二重課税とならないよう、既に課税された部分を控除するものです。
住宅借入金等特別税額控除 (住宅ローン控除)	平成21年度税制改正において、住宅ローン減税制度について、所得税から控除しきれなかった額を個人住民税で税額控除することとされました。 平成21年から令和12年12月31日までの間に居住し、所得税の住宅ローン減税制度(住宅借入金等特別控除)を受けた方で、所得税において控除しきれなかった金額がある場合は、翌年度の個人住民税において住宅ローン控除が適用されます。
外国税額控除	外国で生じた所得に、その国の所得税や住民税に相当する税金を課税された場合、二重課税の解消のため行われる控除です。
配当割額・株式等譲渡所得割額の控除	源泉徴収(特別徴収)済みの配当所得・株式等譲渡所得を申告した場合に、他の所得と合算して所得割を課税するとともに、二重課税にならないように、配当割額・株式等譲渡所得割額を控除します。

給与所得者の個人住民税の特別徴収について

(高知県内で従業員をお雇いの事業主の皆様へ)

■ 個人住民税の特別徴収とは？ ■

事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税(市町村民税と県民税)を引き去り(給与天引きし)、納入していただく制度です。

法人・個人を問わず、事業主は特別徴収義務者として、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく義務があります。(地方税法第321条の4)

従業員には、家族、短期雇用者、アルバイト、パート、役員等すべて含みます。

前年中に給与所得があり、かつ、今年4月1日現在、給与を支払うべき従業員等について、所得税法の規定により所得税を源泉徴収する義務のある雇い主の皆さんは、地方税法及び市町村税条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者となります。

個人住民税の特別徴収は電子申告・電子納税(eLTAX)をご利用ください。
利用の手続や詳しい内容はeLTAXのホームページをご覧ください。
ホームページアドレス <https://www.eltax.lta.go.jp/>

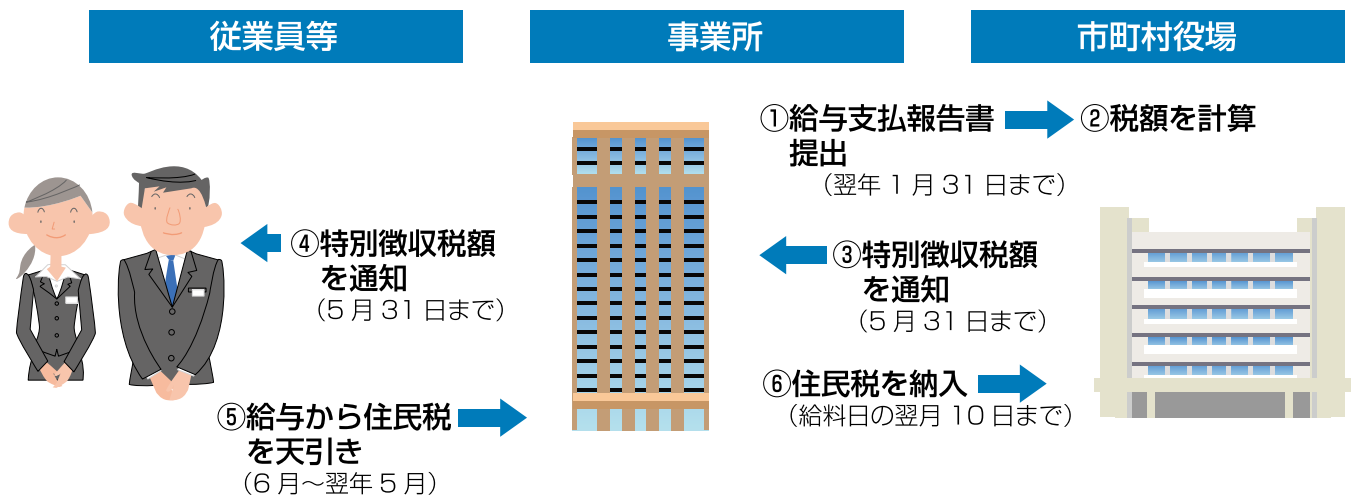


■ 個人住民税特別徴収の事務は？ ■

● 基本的な手続

1月末までに提出していただいた給与支払報告書などに基づいて、市町村が税額を計算し、5月末までに特別徴収税額決定通知書が送られてきますので、その税額を6月～翌年5月の毎月、給料から天引きして、給料日の翌月10日までに、市町村へ納めていただきます。

【個人住民税特別徴収の流れ】



●その他の手続

① 税額の変更通知

従業員の給与支払報告書の訂正、所得額や控除の内容の調査結果により、すでに通知した月々の特別徴収税額に変更が生じた場合は、「特別徴収税額変更通知書」が送付されますので、その通知に従って特別徴収する税額を変更してください。

② 異動届などの提出

退職や休職または転勤等により従業員に異動があった場合は、その事由が発生した日の翌月10日までに事業主が、従業員の方がお住まいの市町村に「異動届」を提出する必要があります。

③ 退職・休職者の徴収方法

□ 6月1日から12月31日までに退職等をした場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収に切り替えることとなり、従業員から直接納付していただきます。従業員から特別徴収の方法で徴収されたい旨の申し出があった場合は、未徴収税額を給与や退職金等から、一括して特別徴収していただきます。

□ 1月1日から4月30日までに退職等をした場合

元の勤務先から5月31日までに支給される給与、退職金等が残りの税額を超える場合には、従業員の申し出がなくても5月31日までの間に支払いをする給与や退職金等から、一括して特別徴収により納入していただく必要があります。（地方税法321条の5第2項）

④ 退職所得が支払われる場合の個人住民税の特別徴収について

退職所得に対する個人住民税については、退職手当等が支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその個人住民税額を差し引いて納入することとされています。納入すべき市町村は、退職手当の支払いを受けるべき日（通常は退職日）の属する年の1月1日現在における住所が所在する市町村です。

⑤ 納期の特例（年2回納入）

原則として、特別徴収は年間12回毎月納入していただくことになっています。給与の支払いを受ける従業員が常時10人未満の事業主に限り、従業員がお住まいの市町村に申請書を提出し承認を受けた場合には、特別徴収額のうち、6月分から11月分を12月10日まで、12月分から5月分を6月10日までの年2回に分けて納入できる「納期の特例」をご利用いただけます。

- ◆ 個人住民税の特別徴収に関する具体的な手続等については、従業員等の住所地の市町村役場住民税担当課へお問い合わせください。

納める人

県内に住所があり、株式会社等から上場株式等の配当等の支払を受ける個人が、その配当等の支払をする株式会社等を通じて納めます。

また、県内に住所があり、源泉徴収選択口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内に上場株式等の支払を受ける個人は、その配当等の支払を取扱う証券会社等を通じて納めます。

納める額

株式等の配当等の金額の5%です。（別に所得税等（国税）として15.315%*が課税されます。）

*所得税+復興特別所得税0.315%（平成25年1月1日から25年間）

申告と納税

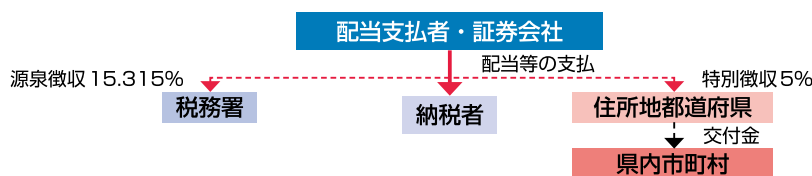
株式会社等が上場株式等の配当等を支払う際に税を徴収し、徴収した月の翌月10日までに申告し、納めます。

「源泉徴収口座内配当等」は、証券会社等が、年間の損益を通算し、その年間分を一括して翌年の1月10日までに申告し、納めます。

市町村への交付

県に納められた個人県民税配当割の59.4%は、一定の基準により県内の各市町村に交付されます。

配当割のしくみ



納める人

県内に住所があり、証券会社等から源泉徴収選択口座内で生じた上場株式等の譲渡益の支払を受ける個人が、その譲渡益の支払を行う証券会社等を通じて納めます。

納める額

上場株式等の譲渡益等の5%です。（別に所得税等（国税）として15.315%*が課税されます。）

*所得税+復興特別所得税0.315%（平成25年1月1日から25年間）

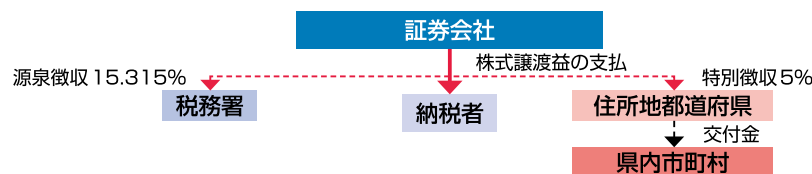
申告と納税

証券会社等が、年間の損益を通算し、その年間分を一括して翌年の1月10日までに申告し、納めます。

市町村への交付

県に納められた個人県民税株式等譲渡所得割の59.4%は、一定の基準により県内の各市町村に交付されます。

株式等譲渡所得割のしくみ



納める人

県内の金融機関等から利子等の支払を受ける個人が金融機関等を通じて納めます。

納める額

利子等の支払を受ける額の5%です。(別に所得税等(国税)として15.315%*が課税されます。)

*所得税+復興特別所得税0.315%(平成25年1月1日から25年間)

利子等とは、次のものの利子、収益の分配、差益等をいいます。

- ① 預貯金等…預貯金、特定公社債以外の公社債、合同運用信託、公募公社債投資信託以外の公社債投資信託
- ② 国外一般公社債等
- ③ 財形貯蓄
- ④ 私募公社債等運用投資信託等
- ⑤ 懸賞金付預貯金等
- ⑥ 金融類似商品…定期積金、抵当証券、金貯蓄(投資)口座、外貨建預貯金、一時払保険

*平成28年1月1日以降に支払を受けるべき国債、地方債等の特定公社債等の利子等については、利子割の課税対象から除外され、配当割の課税対象となっています。

申告と納税

金融機関等が利子等の支払の際に徴収し、1か月分をまとめて翌月10日までに申告し、納めます。

非課税

次の方を対象とした非課税制度となります。(※金融機関等にて非課税の手続きが必要です。)

対象	種類	限度額	内容
障害者の方等	少額預金非課税制度(マル優)	350万円	銀行等の預貯金、貸付信託等
	少額公債非課税制度(特別マル優)	350万円	国債、地方債
勤労者	財産形成住宅貯蓄非課税制度 財産形成年金貯蓄非課税制度	合わせて 550万円	勤労者の給料から天引預金

※郵便貯金非課税制度(マル優)は平成19年10月1日に廃止されました。日本郵政公社の民営化後の郵便貯金の利子については、少額預金非課税制度の対象となります。

また、日本郵政公社の民営化以前に郵便貯金非課税制度の適用を受けて預入された郵便貯金の利子については、引き続き非課税制度が適用されます。

市町村への交付

納められた県民税利子割額は、個人の所得金額に関する指標に基づき、各都道府県間で清算されます。そして、清算後の金額の5分の3相当額が、一定の基準により県内の各市町村に交付されます。

納める人

法人等の区分		均等割	法人税割
県内に事務所又は事業所がある法人		○	○
県内に事務所、事業所はないが、寮、宿泊所、クラブ等がある法人		○	
公共法人	県内に事務所又は事業所がある場合	○	
・公益法人等 ・人格のない社団等	県内に事務所、事業所があり、収益事業又は法人課税信託の引受けを行っている場合	○	○
公益法人等	県内に事務所、事業所があり、収益事業又は法人課税信託の引受けを行っていない場合及び県内に寮等のみがある場合	○	

- ・公共法人、公益法人等については、地方税法の規定により非課税とされるものがあります。
- ・人格のない社団等とは、法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあるものをいいます。

納める額

■均等割……法人の資本金等の額に応じた定額の金額です。

法人等の区分		税額(年額)
均等割	・公共法人及び公益法人等 ・収益事業を行う人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人 ・資本金の額又は出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く) ・資本金等の額が1,000万円以下である法人	2万500円
	資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人	5万500円
	資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	13万500円
	資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	54万500円
	資本金等の額が50億円を超える法人	80万500円

- ・「資本金等の額」とは、地方税法第23条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいいます。ただし、期末現在の資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額を下回る場合は、当該額を区分の基準とします。
- ・税額には、森林環境税(P17)500円が含まれています。

■法人税割…法人税額に次の税率をかけた金額です。(2以上の都道府県に事務所等がある場合は、従業者数によって関係都道府県ごとに法人税額をあん分した額に税率をかけた金額になります。)

法人等の区分		税率		
		H26.9.30までに開始する事業年度	H26.10.1からR1.9.30までに開始する事業年度	R1.10.1から開始する事業年度
法人税割	・資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ・保険業法に規定する相互会社 ・法人税額が年1,000万円を超える法人	5.8%	4%	1.8%
	上記以外の法人	5%	3.2%	1%

- ・平成22年9月30日までの解散等(合併による解散を除く)による清算所得に対する法人税に係る法人税割額を納付する法人の税率は5.8%です。

申告と納税

- 確定申告…事業年度終了の日の翌日から原則2か月以内
- 中間申告…事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
- 均等割のみを課される公共法人、公益法人等の申告…4月30日

森林環境税

—県民みんなで森を守るために—

森林環境税

森林の役割と制度の意義

森林は、水源のかん養、土砂災害の防止、木材の供給など、私たちの生活に欠かせない重要な役割を果たしています。

また、二酸化炭素（CO₂）を取り込んで地球温暖化を防ぐ働きをしたり、虫や鳥、動物等の生活の場として生態系を支える等、環境の面からも大きな役割を果たしています。

しかし、木材価格の低迷等によって林業の経営が厳しくなってきたことから、手入れが不十分な人工林が見られるようになり、保水力の低下や土壌の流出、生態系への悪影響等、森林の荒廃は私たちの生活環境の問題となっています。

高知県では、平成15年度に全国に先駆けて、森林環境の保全を目的とする税制度「森林環境税」を設けて、県民の皆さんに森のサポーターとなっていただき「500円の森づくり」を進めています。



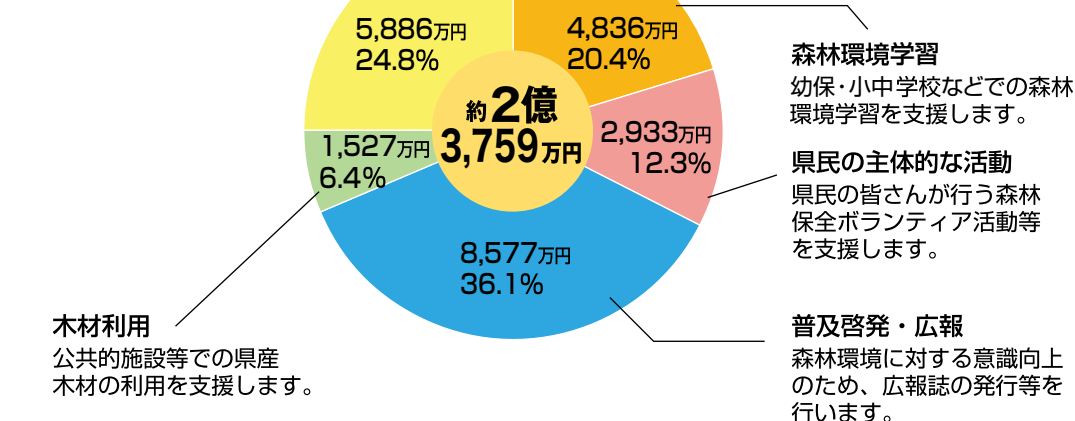
森林環境税の使いみち

小中学校などが行う森林環境学習や県民のみなさんの森や山に対する主体的な活動への支援、森林環境情報誌の発行、公園や学校等の県民に身近な場所の緑化などの「ここの森で人づくり事業」に活用しています。

また、炭素を固定した木材の利用により地球温暖化防止につながる公共的施設等の木造化・木質化、野生動植物との共存を図るための森林内の獣害対策など「豊かな森づくり事業」にも活用しています。

野生動物との共存

森林や希少野生植物をシカの食害から守ります。



高知県では、森林の環境を守るために通称「森林環境税」として県民税の均等割に五〇〇円が加算され、その税収が森林環境の保全に使われます。

森林環境税の仕組み

税の仕組みは、県民税（個人及び法人）の均等割額に500円を加算する超過課税方式を採用しており、個人県民税と法人県民税を合わせた年間の税込額を約1億7,400万円と見込んでいます。

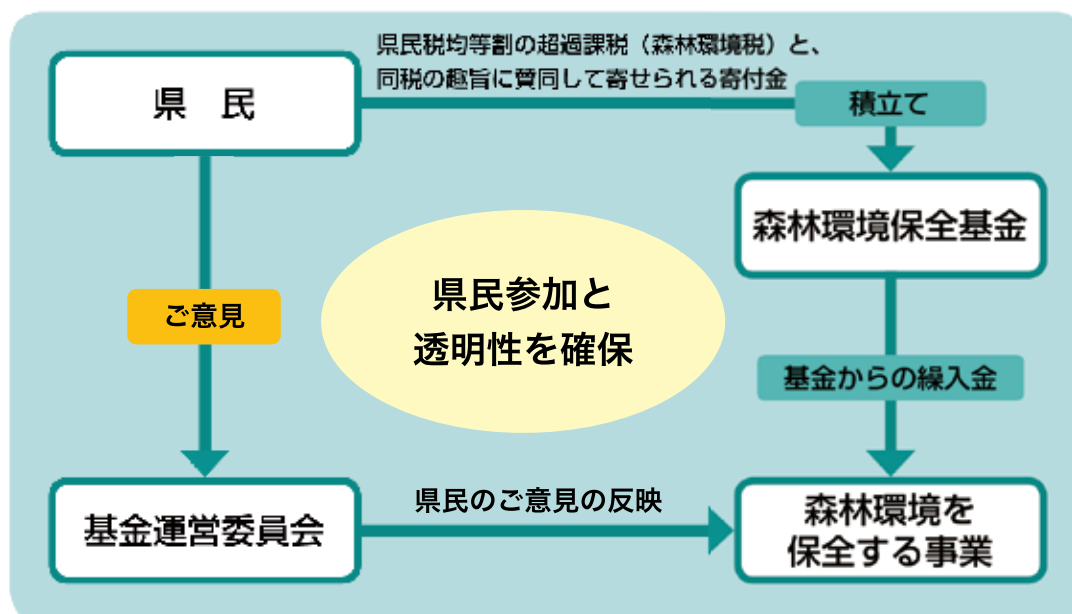
法制上は「県民税均等割の超過課税」となりますが、水源かん養機能をはじめとした森林が持つさまざまな公益的機能を守るという目的から、通称として、この加算分を「森林環境税」と呼ぶこととしています。

県民参加で運営

森林環境税の税収は、「森林環境保全基金」に積み立て、目的に沿って使われるように、明確に経理を区分し、森林の環境を保全する事業に充てられます。

基金の運営にあたっては、高知県森林環境保全基金運営委員会を設置して、県民の皆さまの考えを反映できるようにしています。この委員会では、県民や有識者にご参画をいただき、事業計画や進捗状況、税の使いみちといった制度のあり方などについて、ご意見やご提案を幅広くいただくこととしています。

森林環境税による事業の仕組みについて



森林環境税を活用する事業についての詳しいことは、県庁林業環境政策課（TEL 088-821-4586）までお問い合わせください。

事業税

個人や法人の行う事業は、道路をはじめとする公共施設や公のサービスの提供により成り立っています。事業税はこれらの公共サービスに要する経費の一部を負担していただくものです。

納める人

県内に事務所（事業所）を持ち、事業を行っている個人です。

納める額

(総収入金額 - 必要経費 - 事業主控除等の各種控除) × 税率

区分	事業の種類	税率
第1種事業	物品販売業、製造業、飲食店業、運送業、不動産貸付業、駐車場業等の一般営業	5%
第2種事業	畜産業、水産業 等	4%
第3種事業	医業、弁護士業、理・美容業、コンサルタント業、クリーニング業 等	5%
	あんま、はり・きゅう 等	3%

●事業主控除…290万円

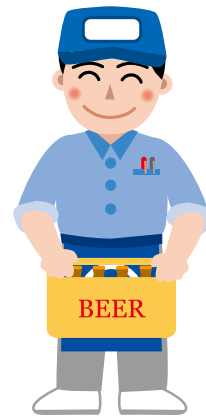
このほかに事業の損失や災害による事業用資産の損失の繰越控除等があります。



申告と納税

申告期限は3月15日です。ただし、所得税の確定申告又は住民税の申告をした人は、個人事業税の申告は行う必要はありません。

納期は年2回に分かれており、県税事務所から8月にまとめて送付される納付書により納めます。



通常、前年中における個人の事業の所得（所得税における不動産所得及び事業所得）を課税標準とします。

納める人

県内に事務所又は事業所を設けて、事業を行っている全ての法人です。
 人格のない社団等で、収益事業又は法人課税信託の引受けを行っているものは法人とみなされます。

納める額

課税標準額（所得、付加価値額、資本金等の額、収入金額）にそれぞれの税率をかけた金額です。

区分	法人の種類	所得等の区分	税率				
			開始する事業年度				
			H27.4.1 ~ H28.3.31	H28.4.1 ~ R1.9.30	R1.10.1 ~ R2.3.31	R2.4.1 ~ R4.3.31	R4.4.1 ~
所得等を課税標準とするもの	・普通法人 ・公益法人等 ・人格のない社団等	所得割	年400万円以下の所得	3.4%		3.5%	
		年400万円超～年800万円以下の所得	5.1%		5.3%		
		年800万円超の所得	6.7%		7%		
	特別法人 (協同組合、医療法人等)	所得割	3以上の都道府県に事務所又は事業所を有し、 資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人	6.7%		7%	
		年400万円以下の所得	3.4%		3.5%		
		年400万円超の所得	4.6%		4.9%		
	外形標準課税法人*	所得割	年400万円以下の所得	1.6%	0.3%	0.4%	1%
		年400万円超～年800万円以下の所得	2.3%	0.5%	0.7%		
		年800万円超の所得	3.1%	0.7%	1%		
		3以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人	3.1%	0.7%	1%		
付加価値割		付加価値額 (収益配分額と単年度損益の合計額)	0.72%	1.2%	1.2%		
資本割	資本金等の額	0.3%	0.5%	0.5%			
収入金額を課税標準とするもの	電気供給業(送配電事業)、導管ガス供給業、保険業等を行う法人	収入割	収入金額	0.9%		1%	
収入金額等を課税標準とするもの	電気供給業(発電事業等、特定卸供給事業、小売電気事業等)を行う法人のうち資本金又は出資金の額が1億円以下の法人*	収入割	収入金額	0.9%	1%	0.75%	
		所得割	所得			1.85%	
	電気供給業(発電事業等、特定卸供給事業、小売電気事業等)を行う法人のうち資本金又は出資金の額が1億円超の法人*	収入割	収入金額	0.9%	1%	0.75%	
		付加価値割	付加価値額 (収益配分額と単年度損益の合計額)			0.37%	
	資本割	資本金等の額			0.15%		
	特定ガス供給業を行う法人	収入割	収入金額	0.9%	1%	0.48%	
付加価値割		付加価値額 (収益配分額と単年度損益の合計額)			0.77%		
資本割		資本金等の額			0.32%		

* 令和7年4月1日以後に開始する事業年度から外形標準課税の対象法人が拡大しています。詳細については、次頁及び高知県税務課ホームページをご覧ください。

・ 特定卸供給事業の税率は、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

■所得とは

各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額をいい、地方税法等で特別の定めをしている場合を除き、法人税の計算の例によって行います。

(参考) 平成22年9月30日までに解散した法人の清算所得に対する課税

法人の種類	適用区分	税率	
		H20.9.30までの解散	H20.10.1～H22.9.30の解散
外形標準課税対象法人	清算所得	7.2%	2.9%
特別法人		6.6%	3.6%
上記以外の法人		9.6%	5.3%

(清算所得課税の廃止に伴い、平成22年10月1日以降の解散等による法人の清算中の課税は、通常の所得課税となります。)

外形標準課税の概要

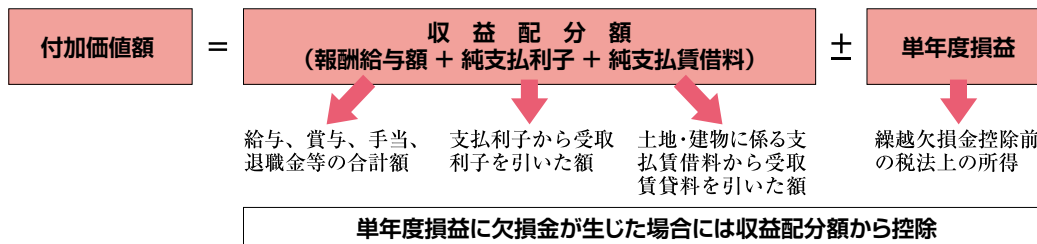
■対象法人

1. 資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人
2. 【令和7年4月1日以後開始事業年度から適用】前事業年度に外形標準課税の対象であった法人で、当事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額(以下「払込資本の額」という)が10億円超の法人(経過措置あり)
3. 【令和8年4月1日以後開始事業年度から適用】払込資本の額が50億円超の法人等(特定法人)の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、払込資本の額が2億円超の法人

■付加価値割・資本割の仕組み

課税標準を付加価値額とする「付加価値割」、資本金等の額とする「資本割」があり、法人の事業活動の規模を外的に示す基準によって法人事業税を課すことから「外形標準課税」と呼ばれます。

①付加価値割額 = 付加価値額 × 税率



②資本割額 = 資本金等の額 × 税率

分割基準

2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、法人事業税の課税標準の総額を下記の分割基準に基づいて、関係都道府県ごとにあん分した額により法人事業税額を算定し、申告納付することとされています。

事業		分割基準
非製造業	下記以外の業種	課税標準の 2 分の 1 : 事業所等数 課税標準の 2 分の 1 : 従業者数
	製造業	従業者数 ※資本金又は出資金の額が 1 億円以上の法人は工場の従業者数を 1.5 倍とする。
鉄道事業、軌道事業		軌道の延長キロメートル数
ガス供給業、倉庫業		事務所等の固定資産の価額
電気供給業	小売電気事業等	課税標準の 2 分の 1 : 事業所等数 課税標準の 2 分の 1 : 従業者数
	一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定配送事業	課税標準の 4 分の 3 : 発電所又は蓄電用の施設に接続する電線路の電力の容量 課税標準の 4 分の 1 : 事業所等の固定資産の価額 ※発電所又は蓄電用の施設に接続する電線路を有しない場合は、事業所等の固定資産の価額
	発電事業、特定卸供給事業	課税標準の 4 分の 3 : 事業所等の固定資産で発電所又は蓄電用の施設の用に供するものの価額 課税標準の 4 分の 1 : 事業所等の固定資産の価額 ※事業所等の固定資産で発電所又は蓄電用の施設の用に供するものを有しない場合は、事業所等の固定資産の価額

申告と納税

- 確定申告…事業年度終了の日の翌日から原則2か月以内
- 中間申告…事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内

市町村への交付

納められた法人事業税額の7.7%は、従業者数の割合に応じて市町村に交付されます。

特別法人事業税・地方法人特別税について

平成31年度税制改正により、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、地方間の税源偏在を是正するために、特別法人事業税が創設されました。特別法人事業税は国税ですが、法人事業税と併せて都道府県への申告が必要となります。

また、地方法人特別税については、令和元年9月30日以前に開始する事業年度をもって廃止されました。

なお、廃止後であっても令和元年9月30日までに開始する事業年度の申告等については、地方法人特別税に関する規定はなお効力を有することとされていますので、ご注意ください。

納める人

法人事業税（所得割、収入割）を申告納付する法人が対象です。

適用時期

■特別法人事業税

令和元年10月1日以後に開始する事業年度

■地方法人特別税

平成20年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度に係る法人事業税及び平成20年10月1日から平成22年9月30日までの解散等（合併による解散を除く）による清算所得に対する法人事業税に併せて適用されます。

特別法人事業税の税率及び課税標準

法人の区分	開始する事業年度		
	R1.10.1 ～ R2.3.31	R2.4.1 ～ R4.3.31	R4.4.1 ～
外形標準課税法人	260%		
所得金課税法人	37%		
特別法人	34.5%		
収入金額課税法人(下記以外)	30%	30%	
収入金額等課税法人(電気供給業(発電事業等)特定卸供給事業・小売電気事業等)		40%	
収入金額等課税法人(特定ガス供給業)	30%	62.5%	

基準法人所得割額…標準税率によって計算した法人事業税の所得割額

基準法人収入割額…標準税率によって計算した法人事業税の収入割額

基準法人所得割額又は基準法人収入割額×税率＝特別法人事業税額

地方法人特別税の税率

法人の区分	開始する事業年度			
	H20.10.1 ～ H26.9.30	H26.10.1 ～ H27.3.31	H27.4.1 ～ H28.3.31	H28.4.1 ～ R1.9.30
外形標準課税法人	148%	67.4%	93.5%	414.2%
所得金課税法人	81%	43.2%	43.2%	43.2%
収入金課税法人				

地方消費税

納める人

国内取引(譲渡制)・・・物品の販売や貸し付け、サービスの提供を行った事業者
 輸入取引(貨物制)・・・輸入貨物を保税地域(外国貨物を一時保管等できる特定の場所)から引き取る人

※地方消費税は、事業者が販売する物品やサービスの価格に転嫁されて、最終的に消費者が負担します。

納める額

区分		税率	
		標準税率	軽減税率
地方消費税		2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
参考	消費税	7.8%	6.24%
	合計	10%	8%

※軽減税率の対象となるのは、酒類及び外食等を除く飲食物品並びに週2回以上発行される定期購読の新聞です。

申告と納税

国内取引(譲渡制)・・・当分の間、消費税と併せて税務署に申告し、納めます。
 輸入取引(貨物制)・・・消費税と併せて税関に申告し、納めます。

市町村への交付

国から県に払い込まれた地方消費税は、消費に関する指標に基づき、各都道府県間で清算されます。そして、清算後の金額の2分の1相当額が、人口比率などにより県内の市町村に交付されます。

インボイス制度

複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式」(いわゆる「インボイス制度」)が導入されました。

適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

詳しくは、下記のホームページをご覧ください。

- インボイス制度
特設サイト(国税庁)



- お問い合わせが多い
ご質問など(国税庁)



- 相談窓口
一覧表(国税庁)



不動産取得税

納める人

不動産を取得した人です。

■不動産とは

田・畑・宅地・山林・雑種地等の土地や住宅・店舗・工場・倉庫等の建物のことです。

■取得とは

土地や家屋を購入したり、贈与を受けたり、家屋を新築や増築、改築することにより、所有権を取得することです。

この場合、登記の有無、有償・無償など取得の原因（相続による取得など特定の場合を除きます。）は関係ありません。

納める額

不動産を取得した時点の固定資産課税台帳価格に下表の税率をかけた額です。

ただし、平成8年1月1日から令和9年3月31日までに取得した宅地や宅地比準土地（宅地並の価格の土地）の場合は、固定資産課税台帳価格の1/2に税率をかけた額となります。

不動産の取得の時期	区分	税率
平成20年4月1日から 令和9年3月31日まで	土地及び住宅	3%
	住宅以外の家屋	4%

■固定資産課税台帳価格とは

実際に購入した価格や建築工事の額ではなく、市町村の固定資産課税台帳に登録された価格のことです。登録されていない場合は、全国的に統一された基準で県知事が決定します。

軽減措置について

(1)住宅と住宅用土地に係る軽減措置

次の25ページをご覧ください。

(2)公共事業に伴う代替取得

公共事業のために不動産を収用されたり、譲渡したり、あるいは移転補償金を受けた者が、その代わりとなる不動産を一定の期間内に取得した場合は、代替取得した不動産の評価額から公共事業用に提供した不動産の評価額が控除されます。

(3)火災等による代替取得

火災や天災により滅失又は損壊した不動産に変わる不動産を一定の期間内に取得した場合には、代替取得した不動産の税額から、滅失又は損壊した不動産の評価額（保険金、損害補償金等により補填される金額は除く。）に税率を乗じて得た額が減免されます。

不動産と税金

○不動産を取得したとき

不動産取得税（県税）
相続税・贈与税（国税）
登録免許税（国税）
消費税（国税）

○不動産を所有しているとき

固定資産税（市町村税）
都市計画税（市町村税）

○不動産を売却したとき

県民税（県税）
市町村民税（市町村税）
所得税（国税）

※このほか、契約書等の作成について、印紙税（国税）が課されます。

住宅と住宅用土地に係わる軽減措置について

下の表にある要件に該当する不動産を取得した場合は、不動産取得税が軽減されます。ただし、不動産取得税の軽減を受けるために、申告書や申請書の提出が必要となりますので、お近くの県税事務所にお問い合わせください。

区分	要件	軽減内容
A 住宅についての軽減措置	① 特例適用住宅 新築住宅または増改築の場合 ◆住宅の延床面積が40㎡以上240㎡以下のもの(※)	家屋の評価額から1戸につき(共同住宅については、1区画ごと)最高1,200万円が控除されます。 (認定長期優良住宅であることの証明がされたものについては、令和13年3月31日までの取得に限り1戸につき最高1,300万円が控除されます。)
	② 耐震基準適合既存住宅 次の要件をすべて満たすことが必要です。 ◆個人が自己の居住の用に供するものであること ◆住宅の延床面積が40㎡以上240㎡以下のもの(※) ◆次のいずれかに該当するもの (1)昭和57年1月1日以後に新築された住宅 (2)上記(1)に該当しない場合、建築士等が行う耐震診断等によって、新耐震基準(昭和56年6月施行)に適合していることが平成17年国土交通省告示第385号に定める以下の書類のいずれかにより証明された住宅 ・耐震基準適合証明書(住宅の取得日前2年以内に証明のための調査が終了したもの) ・住宅性能評価書の写し(住宅の取得日前2年以内に評価されたもの) ・既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約書の写し(住宅の取得日前2年以内に締結されたもの)	新築された時期に応じ、家屋の評価額から次の額が控除されます。 ～昭和29年6月30日 控除なし 昭和29年7月1日～昭和38年12月31日 最高100万円 昭和39年1月1日～昭和47年12月31日 最高150万円 昭和48年1月1日～昭和50年12月31日 最高230万円 昭和51年1月1日～昭和56年6月30日 最高350万円 昭和56年7月1日～昭和60年6月30日 最高420万円 昭和60年7月1日～平成元年3月31日 最高450万円 平成元年4月1日～平成9年3月31日 最高1,000万円 平成9年4月1日～ 最高1,200万円
	③ 耐震基準不適合既存住宅 次の要件をすべて満たすことが必要です。 ◆住宅の延床面積が40㎡以上240㎡以下のもの(※) ◆平成26年4月1日以後に個人が取得し、取得から6か月以内に耐震改修を行ったこと ◆建築士等が行う耐震診断等によって、新耐震基準(昭和56年6月施行)に適合していることを平成26年国土交通省告示第437号に定める以下の書類のいずれかにより証明を受けたこと ・耐震基準適合証明書(住宅の取得から6か月以内に証明を受けたもの) ・住宅性能評価書の写し(住宅の取得から6か月以内に評価されたもの) ・既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約書の写し(住宅の取得から6か月以内に締結されたもの) ◆取得から6か月以内に、耐震改修を行い完了後に取得者本人が自己の居住の用に供したものであること	新築された時期に応じ、税額から次の額が減額されます。 ～昭和29年6月30日 減額なし 昭和29年7月1日～昭和38年12月31日 最高3万円 昭和39年1月1日～昭和47年12月31日 最高4万5千円 昭和48年1月1日～昭和50年12月31日 最高6万9千円 昭和51年1月1日～昭和56年6月30日 最高10万5千円 昭和56年7月1日～昭和56年12月31日 最高12万6千円

※令和8年3月31日までの取得分については、住宅の延床面積が50㎡(貸家である共同住宅については40㎡)以上240㎡以下のもの。上記の住宅についての軽減措置が受けられ、次の条件に該当する場合には、土地についての軽減措置が受けられます。

B 住宅用土地についての軽減措置	④ 特例適用住宅用土地 上記①の特例適用住宅用の土地を取得した場合で次のいずれかに該当する場合 《土地を取得した日以後に住宅の新築をした場合》 ◆土地を取得した日から2年(土地を令和13年3月31日までに取得した場合は3年)以内にその土地の上に特例適用住宅を新築した場合 ※その取得者がその土地を特例適用住宅の新築時まで引き続き所有している場合、またはその特例適用住宅の新築がその取得者からその土地を取得した者により行われる場合に限りです。 《土地付住宅を取得した場合》 ◆新築で未使用の特例適用住宅と土地を、その特例適用住宅の新築後1年以内に取得した場合 《住宅の新築又は取得日以後に土地を取得した場合》 ◆土地を取得した日の前1年の期間内にその土地の上に特例適用住宅を新築していた場合 ※土地と住宅の名義が同じである場合に限りです。	土地の税額から次のいずれか多い方の額が減額されます。 ・45,000円 ・土地1㎡当たりの評価額(注1)×(住宅の床面積×2(注2))×3% (注1) 平成8年1月1日～令和9年3月31日に宅地や宅地比準土地(宅地並の価格の土地)を取得した場合には、評価額に1/2を乗じた額となります。 (注2) 1戸につき200㎡が上限となります。
	⑤ 耐震基準適合既存住宅等用土地 上記②の耐震基準適合既存住宅用の土地を取得した場合で、次に該当する場合 《土地を取得した日以後に住宅を取得した場合》 ◆土地を取得した日から1年以内にその土地の上に、自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅を取得した場合 《住宅を取得した日以後に土地を取得した場合》 ◆土地を取得した日の前1年の期間内にその土地の上に、自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅を取得していた場合 ※いずれも、土地と住宅の名義が同じである場合に限りです。 ※また、平成10年4月1日以降に新築された未使用の特例適用住宅で、新築後1年を経過したものを含まず。	(注1) 平成8年1月1日～令和9年3月31日に宅地や宅地比準土地(宅地並の価格の土地)を取得した場合には、評価額に1/2を乗じた額となります。 (注2) 1戸につき200㎡が上限となります。
	⑥ 耐震基準不適合既存住宅用土地 上記③の耐震基準不適合既存住宅用の土地を平成30年4月1日以降に取得した場合で、次に該当する場合 《土地を取得した日以後に住宅を取得した場合》 ◆土地を取得した日から1年以内にその土地の上に耐震基準不適合住宅を取得し、住宅の取得から6か月以内に耐震改修を行い、耐震基準適合証明を受け、自己の居住の用に供した場合 《住宅を取得した日以後に土地を取得した場合》 ◆土地を取得した日の前1年の期間内にその土地の上に新耐震基準に適合しない中古住宅を取得し、住宅の取得から6か月以内に耐震改修を行い、耐震基準適合証明を受け、自己の居住の用に供していた場合 ※いずれも、土地と住宅の名義が同じである場合に限りです。	

■税額を計算してみましょう

評価額とは、固定資産税評価額のことです。

Aさんの場合

Aさんは、平成2年から所有していた土地に、令和8年5月に延床面積120㎡の住宅を新築しました。その住宅の評価額が1,500万円の場合。

【計算式・住宅】

$$1,500万円 - 1,200万円 = 300万円$$
$$300万円 \times 3\% = 9万円$$



ポイント1 延床面積は120㎡で、40㎡から240㎡までの間にあるので、評価額から1,200万円が控除されます。

ポイント2 住宅であるので、税率は3%になります。

ポイント3 土地を購入してから2年以上経過しているため、特例適用住宅用土地の軽減措置は受けられません。

Aさんの税額：9万円

Bさんの場合

Bさんは、平成8年5月に建築された延床面積150㎡の中古住宅とその敷地(土地)250㎡を、自ら住むために令和8年11月に購入しました。その中古住宅の固定資産税評価額が1,100万円、土地が1,000万円の場合。

【計算式・住宅】

$$1,100万円 - 1,000万円 = 100万円$$
$$100万円 \times 3\% = 3万円$$

住宅の税額：3万円

【計算式・土地】

$$1,000万円 \times 1/2 \times 3\% = 15万円 (減額前の土地の税額)$$
$$1,000万円 \times 1/2 \div 250㎡ = 2万円 (土地1㎡当たりの評価額)$$
$$2万円 \times (150㎡ \times 2 = 300㎡ > 200㎡) \times 3\%$$

↓ **1戸につき200㎡が上限**

$$2万円 \times (200㎡) \times 3\% = 12万円$$

(45,000円といずれか大きい額が減額されます。)

$$15万円 - 12万円 = 3万円$$

土地の税額：3万円

【計算式・合計】

$$住宅の税額：3万円 + 土地の税額：3万円 = 6万円$$

Bさんの税額：6万円

ポイント1 自ら住むための昭和57年1月1日以後に新築された中古住宅であるので、耐震基準適合既存住宅の控除の対象となります。

ポイント2 延床面積は150㎡で、40㎡から240㎡までの間になりますが、平成8年に建築された住宅であるので、評価額から1,000万円控除されます。

ポイント3 宅地であるので、評価額の1/2が控除されます。

ポイント4 耐震基準適合既存住宅用土地の軽減措置が受けられます。



売り渡されるたばこに対して課税されます。
(たばこの販売価格に含まれています。)

県たばこ税

納める人

日本たばこ産業(株)、卸売販売業者や特定販売業者(輸入業者)が、県内の小売販売業者にたばこを売り渡した際に、売り渡した本数を基準に税を納めます。なお、この税がたばこの小売価格に含まれるため、最終的には消費者が税を負担することになります。

納める額

●紙巻きたばこ

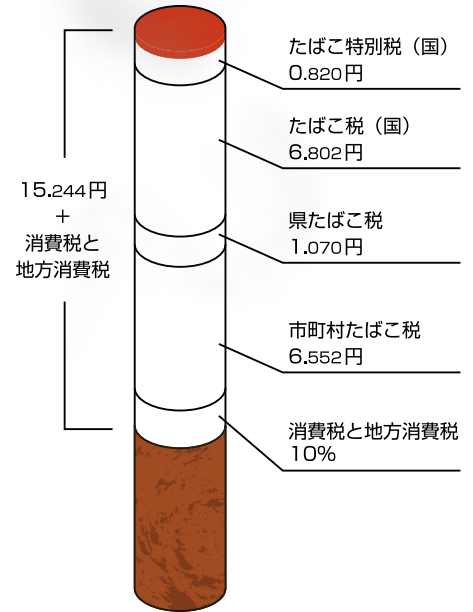
1本につき1.070円

(平成30年10月から段階的に税率を引き上げ、令和3年10月1日から1.070円となりました。)

申告と納税

日本たばこ産業(株)、卸売販売業者や特定販売業者(輸入業者)が、毎月分をまとめて翌月末日までに申告し、納めます。

1本のたばこに含まれる税金
令和3年10月1日～



ゴルフ場の利用に対して課税されます。

ゴルフ場利用税

納める人

ゴルフ場を利用した人が負担し、経営者を通じて納められます。

納める額

利用料金、ホール数等により、ゴルフ場ごとに税率(税額)が決められています。

1級/1,000円～7級/170円 ただし、早朝・薄暮スタートのハーフプレイは、税率が1/2となる場合があります。(1人1日1か所ごと)

申告と納税

ゴルフ場の経営者が、毎月分を翌月の10日までに申告し、納めます。

市町村への交付

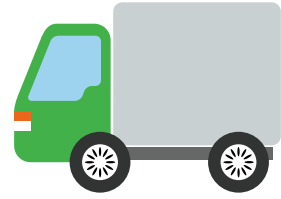
県に納められたゴルフ場利用税の70%は、そのゴルフ場の所在する市町村に交付されます。

非課税について

以下の利用者及び利用については申請により非課税となりますが、申請手続きの際に非課税となることを証明できるもの(マイナンバーカード、運転免許証、資格確認書など)を提示してください。

- 年齢18歳未満の方 ●年齢70歳以上の方 ●身体等に障害のある方
- 保健体育の実技、公認の課外授業での利用(学校教育法第1条に規定する学校の学生、生徒、教員に限る)
- 国民スポーツ大会ゴルフ競技での利用(予選会、公式練習含む)
- 閣議決定又は了解された国際競技大会(公式練習を含む)

軽油引取税



軽油引取税

納める人

特約業者や元売業者から、軽油の引取りを行った（購入した）人です。
特約業者又は元売業者が軽油の引取りを行った（購入した）人から、代金と一緒に税金を預かり納めます。

- 元売業者
軽油の製造業者、輸入業者又は販売業者で総務大臣が指定したもの。
- 特約業者
元売業者と契約して継続的に軽油の供給を受け、販売する業者で知事の指定を受けたもの。

納める額

1リットルにつき15円

申告と納税

特約業者又は元売業者が、毎月分を翌月末日までに申告し、納めます。

軽油は県内で 購入しましょう

軽油引取税は、軽油を購入した販売所等の所在する県の収入となります。

軽油の製造等は 承認が必要です

知事の承認を受けず、軽油に灯油等を混ぜて販売したり、車の燃料として使用すると、処罰されます。さらに、製造した軽油には税がかかります。軽油に灯油や重油を混ぜることはやめましょう。

免税となる 場合もあります

法令に定めのある業種、用途に使用する軽油は、知事の承認があった場合に限り税が免除されます。ただし、国、県、市町村税において滞納処分を受けていない等、一定の要件があります。

※道路運送車両法第4条の規定によって登録を受けているもの（いわゆるナンバープレートをつけているもの）は免除されません。

軽油の引取りに対して課税されます。

自動車と税金

■購入したとき

自動車税環境性能割(県税)
軽自動車税環境性能割(市町村税)
令和8年3月31日廃止

■保有しているとき

自動車税種別割(県税)
軽自動車税種別割(市町村税)
令和8年3月31日廃止

令和8年4月1日～名称変更

- ・自動車税(県税)
- ・軽自動車税(市町村税)

自動車重量税(国税)

■使用するとき(燃料)

ガソリン消費 — 揮発油税 (国税)
 — 地方揮発油税 (国税)
LPG消費 — 石油ガス税 (国税)
軽油消費 — 軽油引取税 (県税)

このほか、自動車やガソリンの購入時には、消費税がかかります。

自動車税

納める人

自動車を所有している人です。(軽自動車、オートバイなどを除く。)ただし、割賦販売契約(ローン)により購入した場合で、所有権がまだ売主(販売会社、ディーラー等)にある場合は、買主である使用者になります。

年度途中の名義変更や、引越して他県ナンバーへ変更した場合、その年度分は4月1日現在の所有者に1年分課税されます。新しい所有者には翌年度分から課税されます。

申告と納税

1. 申告

自動車を購入したり、譲り受けた場合等には、運輸支局で必要な手続きを行い、以下申告窓口で自動車税の申告書を提出してください。

2. 納税

4月1日現在に自動車を所有している人は、5月上旬に県税事務所から送付される納税通知書により、5月31日(5月31日が土曜日又は日曜日にあたる時は、その翌日)までに納めてください。
ただし、新規登録の場合は、登録の際、以下申告窓口で納めてください。

3. 申告窓口

高知県中央東県税事務所員駐在所
高知市大津乙1811 ☎088-866-3705

納める額

自動車の種類、用途、排気量などにより年税額が決められています。（自動車税のグリーン化の対象となる場合は、変わります。）

乗用車	総排気量	年税額		
		自家用		営業用
		R1.10.1以後に 新車新規登録したもの	R1.9.30以前に 新車新規登録したもの	
1,000cc以下(電気自動車を含む)	25,000円	29,500円	7,500円	
1,000cc超 1,500cc以下	30,500円	34,500円	8,500円	
1,500cc超 2,000cc以下	36,000円	39,500円	9,500円	
2,000cc超 2,500cc以下	43,500円	45,000円	13,800円	
2,500cc超 3,000cc以下	50,000円	51,000円	15,700円	
3,000cc超 3,500cc以下	57,000円	58,000円	17,900円	
3,500cc超 4,000cc以下	65,500円	66,500円	20,500円	
4,000cc超 4,500cc以下	75,500円	76,500円	23,600円	
4,500cc超 6,000cc以下	87,000円	88,000円	27,200円	
6,000cc超	110,000円	111,000円	40,700円	

トラックで 最大乗車定員が 4人以上 (1t以下のもの)	総排気量	年税額	
		自家用	営業用
		1,000cc以下(電気自動車を含む)	13,200円
1,000cc超 1,500cc以下	14,300円	11,200円	
1,500cc超	16,000円	12,800円	

トラック (主なもの)	最大積載量	年税額	
		自家用	営業用
		1t以下	8,000円
1t超 2t以下	11,500円	9,000円	
2t超 3t以下	16,000円	12,000円	
3t超 4t以下	20,500円	15,000円	
4t超 5t以下	25,500円	18,500円	

身体障害者等の減免

身体等に障害のある人が所有又は使用する自動車で、一定の要件に該当する場合には、4月1日から納期限までに申請することにより自動車税が減免されます。

新たに自動車を登録した場合も、登録の際に手続きが必要です。

令和元年9月30日以前に新車新規登録したものについては年税額45,000円（重課対象自動車は、51,700円）

令和元年10月1日以後に新車新規登録したものについては年税額43,500円を限度として減免されます。

詳しくは40ページをご覧ください。

納税証明書

一 車検（構造変更含む）を受けるときに、
自動車税納税証明書が必要となる場合があります。一

継続検査又は構造等変更検査（車検）時における自動車税の納税情報を電子確認できる制度ができましたが、納付後すぐに車検を受けるときなどは電子確認ができないため、納税証明書（納税通知書の右端部分）が必要となる場合があります。

納税証明書は大切に保管しましょう。

自動車税の「グリーン化」について

地球環境を保護する観点から、排出ガスや燃費性能が一定の基準を満たした「環境負荷の小さい」自動車の税率を軽減する一方、新車登録から一定年数を経過した「環境負荷の大きい」自動車の税率を重くする「自動車税のグリーン化」が実施されています。

1 環境負荷の「小さい」自動車に対する税額の軽減措置

新車新規登録の時期	軽減対象となる年度	軽減対象車	軽減内容
令和7年度 (令和7年4月1日～ 令和8年3月31日)	令和 8年度	電気自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車 ガソリン乗用車(営業用に限る) 又は 石油ガス乗用車(営業用に限る) ★★★★※かつ令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成 ・ディーゼル乗用車(営業用に限る) 平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合かつ令和12年度燃費 基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成	概ね 75%軽減

※★★★★は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のこと。

2 環境負荷の「大きい」自動車に対する税額の割増措置

対象となる自動車	ディーゼル車 …………… 令和8年4月1日現在で新車新規登録後11年を超えるもの(平成27年3月31日までに新車新規登録を行った自動車)
	ガソリン車、LPG車 …… 令和8年4月1日現在で新車新規登録後13年を超えるもの(平成25年3月31日までに新車新規登録を行った自動車)
割増率	税額を概ね15%の割増(バス、トラックについては概ね10%の割増)
対象外となる自動車	①一般乗合用バス②被けん引自動車③電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車

自動車税・トラブル防止5カ条

自動車にかかる税金をめぐるのは、トラブルが多く発生しています。次のことに気をつけて、快適にドライブしましょう。

1 転居して住民票を移したのに納税通知書が届かない!

住民票を移しても納税通知書送付先の住所は変わりません。運輸支局で車検証の住所変更の手続きをしていただくか、県税事務所に住所変更の連絡をお願いします。

4 こわれて動かなくなったのに自動車に税金がかかっている!

運輸支局で抹消の登録をしてください。これを怠っているといつまでも自動車税が課せられることとなります。抹消の登録をすれば翌月からの税金がかからなくなります。

2 自動車を譲ってくれた友人に納税通知書が届いた!

運輸支局で移転の登録はしましたか? 自動車税は、4月1日現在の登録名義である所有者に課税されますので、移転の登録が行われていないと、元の所有者に課税されます。

5 税を納付後すぐに車検を受けに行ったが、納税確認ができない!

車検時の納税確認は電子的に行うことができますが、納付後すぐには反映されません。納付後すぐに車検を受けるときは納税証明書が必要となります。

3 手放した自動車の納税通知書が届いた!

自動車を譲渡したり、下取りに出したり、解体したりするときは必ず運輸支局で移転又は抹消の登録(申請)をしてください。



自動車の登録についてのおたずねは

高知運輸支局

高知市大津乙1879-1
☎050-5540-2077

自動車税は必ず納期内に納めましょう。

鉦区税

石灰石等の鉦物を掘る権利のある人に課税されます。

鉦区税

納める人

県内にある鉦区に鉦業権を所有している人です。

納める額

砂鉦を目的としない鉦区

採掘	面積100アールごとに	年額400円
試掘	面積100アールごとに	年額200円

ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とするものは上記の3分の2です。

砂鉦を目的とする鉦区

河床に存するもの	延長1,000メートルごとに	年額600円
河床でないもの	面積100アールごとに	年額200円

申告

鉦業権の取得、消滅、変更の日から10日以内に申告書を提出します。

納税

毎年5月に県税事務所から送付される納税通知書により納税します。

狩猟税

狩猟者の登録を受けて狩猟のできる資格を得ることに対して課税されるもので、この税金は、鳥獣の保護や管理、及び狩猟に関する費用にあてられます。

狩猟税

納める人

狩猟者の登録を受ける人です。

納める額

登録する狩猟免許の種類と個人県民税(所得割)を納付する必要の有無によって決まります。(右表参照)なお、令和11年3月31日まで、狩猟者登録申請書を提出する日前1年以内の期間に県内で鳥獣の許可捕獲を行った場合には、右表の「納める額」が1/2となります。対象鳥獣捕獲員及び鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者については、狩猟者の登録が令和11年3月31日までの間に行われた場合は、狩猟税が免除されます。

申告と納税

申告の必要はありませんが、狩猟者の登録を受けるときに納税しなければなりません。

狩猟者の登録を受ける免許の種類	県民税の要件	納める額
第1種銃猟免許 (散弾銃・ライフル銃等の 空気銃以外の銃器)	県民税の所得割を納付する必要のない人(※)	11,000円
	上記以外の人	16,500円
網猟免許 または わな猟免許 (銃器以外の網、わな)	県民税の所得割を納付する必要のない人(※)	5,500円
	上記以外の人	8,200円
第2種銃猟免許 (空気銃)	なし	5,500円

(※) 県民税の所得割を納付する必要のない人であっても、一定の控除対象配偶者や扶養親族に該当するときは、納める額が16,500円、8,200円となる場合があります。

県税の電子申告(eLTAX)のご利用を!

高知県では、地方税ポータルシステム(eLTAX エルタックス)を利用したインターネットによる県税の電子申告や、異動届等の電子申請・届出・電子納税を受け付けています。
また、令和5年4月から、地方税共通納税システムの納付方法が拡大し、ダイレクト納付やページでの納付に加え、クレジットカード納付も行うことができるようになりました。

●eLTAXによる県税の電子申告・電子納税のメリット

- ・郵送したり窓口に出向くことなく自宅やオフィスのパソコンからインターネットを通じて行うことができます。
- ・複数の地方公共団体に対する申告・納税を一括処理できます。
- ・無料の対応ソフト(PCdesk(利用者用ソフトウェア))で申告書の作成及び電子納税ができます。
- ・eLTAXに対応した市販の税務・会計ソフトで作成した申告データを利用できます。

●利用できる手続は

- ・法人県民税・法人事業税・特別法人事業税(地方法人特別税)の申告・申請・届出及び納税
- ・県民税三割(配当割・株式等譲渡所得割・利子割)の申告と納税
- ・県たばこ税の申告・申請・届出及び納税※
- ・ゴルフ場利用税の申告・申請・届出及び納税※
- ・軽油取引税の申告・申請・届出及び納税※
- ・個人事業税の申請・届出及び納税※
- ・不動産取得税の申請・届出及び納税※
- ・自動車税の申請・届出及び納税※
- ・鉱区税の申請・届出及び納税※
- ・税目共通手続(更正の請求等)※
※ eLTAX対応ソフトウェア「PC desk Next」で電子申告・申請が可能です。

●利用できる方は

- ・上記税目の申告等手続を行う納税者または特別徴収義務者の方
- ・税理士及び税理士法人等の税理士業務を行う方

●利用の手続や詳しい内容は

eLTAX(エルタックス)ホームページをご覧ください。
ホームページアドレス <https://www.eltax.lta.go.jp/>



納税の方法

●納税の場所は

- ・ 四国銀行、高知銀行、みずほ銀行の本・支店等
- ・ 伊予銀行、阿波銀行、百十四銀行、香川銀行、愛媛銀行、徳島大正銀行
- ・ 高知信用金庫、幡多信用金庫
- ・ 土佐信用組合、宿毛商銀信用組合、信用組合広島商銀
- ・ 四国労働金庫
- ・ 高知県信連
- ・ 高知県農協、高知市農協及び土佐くろしお農協の本支所、出張所
- ・ 四国内のゆうちょ銀行及び郵便局
- ・ コンビニエンスストア等（納税通知書等に記載してある全国のコンビニエンスストア等）
（対象税目：自動車税、個人事業税、不動産取得税、鉱区税）

高知県内に
所在する
本・支店等

※ただし、次の納付書はコンビニエンスストア等では利用できません。

- ・ コンビニエンスストア納付用のバーコードが印刷されていないもの
- ・ しわ、汚れ等によりバーコードが読み取れないもの
- ・ 納付書の「コンビニエンスストア（CVS）取扱期限」欄に印刷された期限を過ぎたもの
- ・ 全国のeL-QR対応金融機関
- ・ eL-QR対応スマートフォンアプリ
- ・ 地方税お支払サイト（令和8年9月に「eLお支払サイト」に名称変更予定）
- ・ 県税事務所
安芸県税事務所、中央東県税事務所、中央西県税事務所、須崎県税事務所、幡多県税事務所

eL-QR（地方税統一QRコード）を利用した納税

令和5年4月から発行する納付書に印刷されたeL-QR（二次元コード）やeL番号を使って、スマートフォンやパソコンから納付することができます。
また、全国のeL-QR対応金融機関でも納付できます。

●対象となる税目

自動車税をはじめ、全税目でご利用いただけます。
ただし、eL-QRが印刷された納付書に限ります。



①eLマーク

地方税お支払サイトまたはeL-QR対応スマートフォンアプリで納税できる目印です。

②eL番号

地方税お支払サイトに、eL-QRを読み取る環境がない場合でも「eL番号でお支払い」画面から直接入力することで納税できます。

③eL-QR

地方税お支払サイトまたはeL-QR対応スマートフォンアプリ等で読み取ること
で納税できます。
また、全国のeL-QR対応金融機関窓口
においても納税できます。

●納付方法

地方税お支払サイト

地方税共同機構が運営する「地方税お支払サイト（※1）」へアクセスして、eL-QRを読み取るか、eL番号を入力することで県税の納付ができます。

また、支払方法につきましては、以下に対応しています。

- ・クレジットカード（※2）
- ・インターネットバンキング
- ・ダイレクト納付（※3）
- ・ペイジー番号発行（ペイジー対応ATM等での支払い）

（※1）令和8年9月に「eLお支払サイト」に名称変更予定です。

（※2）クレジットカード納付を行う場合、税額の他に、税額に応じたシステム利用料がかかります。

（※3）ダイレクト納付は、事前にeLTAXの利用者登録と口座情報登録が必要です。

手数料の金額や支払の手順など、詳しくは地方税お支払サイトをご覧ください。

地方税お支払サイト
<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>



eL-QR対応スマートフォンアプリ

eL-QRに対応したスマートフォンアプリを起動し、eL-QRを読み取ることで県税の納付ができます。なお、対応アプリにつきましては、地方税お支払サイトをご覧ください。（※4）

（※4）アプリによっては決済手数料がかかる場合があります。詳しくは各事業者へお問い合わせください。

eL-QR対応金融機関

全国の金融機関窓口でも納付ができます。

対応する金融機関等については、地方税共同機構ホームページをご確認ください。

地方税共同機構ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/>

●注意事項（地方税お支払サイト及びeL-QR対応スマートフォンアプリによる納付の場合）

- ・納付手続完了後に納付を取り消すことはできません。
- ・支払いを行った後は、領収印のない納付書が手元に残りますので重複納付にご注意ください。
- ・領収証書は発行されません。支払内容は「地方税お支払サイト」またはご利用のアプリの取引履歴よりご確認ください。領収証書が必要な方は、県税事務所・金融機関等の窓口又はコンビニエンスストア等で納付してください。

【車検用の納税証明書が必要な方へ】

地方税お支払サイト及びeL-QR対応スマートフォンアプリで納付した場合、車検用の納税証明書は発行されません。

また、納付の支払完了画面は車検用の納税証明書として利用できません。

車検を受ける運輸支局等の窓口で自動車税の納税確認を電子的に行うことが可能となったため、車検時の納税証明書の提示は省略できるようになっています。ただし、支払手続が完了してからおおむね3営業日程度は納税確認ができませんので、車検が近い等お急ぎの方は県税事務所、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストア等で納付し、納付書右端の納税証明書を大切に保管してください。車検用の納税証明書が必要な方は、納付の翌々営業日以降に県税事務所に申請してください。

なお、納税証明書の交付請求手続については、「県税の納税証明書」（→41ページ）をご覧ください。

口座振替のご利用を!

下記の税目については、ガス代、電気代等と同じように、納期の最終日に、お届け頂いた口座から振替を行うものです。

■利用できる税目：自動車税、個人事業税

●申込用紙は、金融機関又は各県税事務所の窓口を用意しております。

- ・ 四国銀行、高知銀行、みずほ銀行の本・支店等
- ・ 伊予銀行、阿波銀行、百十四銀行、愛媛銀行、徳島大正銀行
- ・ 高知信用金庫、幡多信用金庫
- ・ 土佐信用組合、宿毛商銀信用組合
- ・ 四国労働金庫
- ・ 高知県信連
- ・ 高知県農協、高知市農協及び土佐くろしお農協の本支所、出張所

高知県内に
所在する
本・支店等

●ご利用できる預金口座は

普通預金、当座預金、納税準備預金のうちで、納税者等の方が指定した本人名義の口座に限ります。

●お申し込み手続きに必要なものは

- ・ 預金通帳 ・ 通帳のお届印

●口座振替領収証書の送付取りやめについて

令和5年1月振替分から口座振替納税を行った際の領収証書の送付を廃止しました。

令和5年1月以降の納税のご確認につきましては、「預貯金通帳の記帳」または「県税の納税証明書」(→41ページ)をご利用ください。

県税への不服申立て

県税の課税や徴収等の処分について不服がある場合は、原則として、処分があったことを知った日(例えば、納税通知書を受け取った日)の翌日から起算して3か月以内に、知事に審査請求をすることができます。

審査請求書は、なるべく所管の県税事務所(その処分を行った県税事務所)を経由して提出してください。

県税を過大申告した場合

法人の県民税・事業税、軽油引取税等の申告税目は、申告期限を過ぎてその税額が過大(計算誤り等で納めすぎた等)だとわかった場合に法定納期限から5年以内(特定の場合は、その理由が生じた日から起算して2か月以内)に限り「更正の請求」ができます。



うっかりすると延滞金や加算金が

納税や申告を忘れると、いろいろな負担が増えるなど、思わぬ不利益を受けることがあります。

■延滞金

延滞金とは、納期限までに納税した方との負担を公平にすることや、税金を滞納した方も今後は納期限までに納税していただくように促すことを目的として、税金に加えて納めていただくものです。税金を納期限までに納めなかった場合には、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて延滞金がかかります。

延滞金の額

税額に、法律で決められた率を掛けて計算します。

令和8年1月1日から12月31日までの間は、納期限の翌日から1か月間は年率2.8%、その後の期間は年率9.1%となります。この年率は、毎年変わります。

督促状をお送りしても、なお納税いただけない場合には、県の大切な収入を確保し、また、きちんと納税した方との不公平を避けるため、やむを得ず、財産の差押えなどにより強制的に税金を徴収することになります。

■加算金

個人県民税配当割、個人県民税株式等譲渡所得割、県民税利子割、法人事業税（特別法人事業税又は地方法人特別税含む）、軽油引取税、県たばこ税及びゴルフ場利用税について、申告しなかったり、事実より少なく申告したり、税金を免れようとした場合にかかり、内容により3種類あります。

過少申告加算金

申告書を期限内に提出した場合で、その申告額が本来申告すべきであった額と比べて過少に申告されたため、後日、増額の申告をしたり、また増額の更正を受けた時にかかります。

(計算方法) 増額した税額×10%

なお、増額した税額が期限内申告税額と50万円のいずれか多い金額を超える場合は、その超える金額の5%が加算されます。

不申告加算金

申告書を期限内に提出しなかった場合にかかります。

(計算方法) 納める税額×5%又は15%

なお、納める税額の15%に該当する場合で、納めるべき税額が50万円を超えるときは、その超える分の税額の5%が加算されます。

また、令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについては、納めるべき税額が300万円を超えるときは、その超える分の税額の15%が加算されます。

重加算金

二重帳簿等、故意に税金を免れようとした場合には、過少申告加算金、不申告加算金に代えてかかります。

(計算方法)

(1) 期限内に申告書を提出している場合…増額した税額×35%

(2) 期限後に申告書を提出している場合又は申告しなかった場合…納める税額×40%

なお、過去5年以内に同一税目で不申告加算金又は重加算金を徴収された場合は、納める税額の10%が加算されます。

また、令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについては、前年度及び前々年度に不申告加算金又は、不申告加算金に代えて課される重加算金を決定すべきと認められる場合は納める税額の10%が加算されます。

こんな時にはご相談を

県税を納期限までに納税できない事情のある方は、お早めに所管する（申告先又は納税通知書等を送付してきた）県税事務所にご相談ください。理由によっては、納期限の延長、納税の猶予や県税の減額・免除が認められることがあります。

◆納期限の延長

理由

災害等により、納期限までに納税や申告ができないときには、期限が延長されます。

期間

災害等がやんだ日から2か月以内

◆納税の猶予制度

徴収猶予（主なもの）

次の理由により県税を一時に納税できないと認められるときは、所管の県税事務所に申請することにより、1年以内の期間に限り、徴収猶予が認められる場合があります。

- ① 財産が災害（震災、風水害、火災等）や盗難にあったとき。
- ② 本人や生計を一にする親族が病気やケガをしたとき。
- ③ 事業を廃止又は休止したとき。
- ④ 事業に著しい損失を受けたとき。

<徴収猶予が認められた場合>

- ・財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。
- ・猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除になります。

換価の猶予

県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、猶予を受けようとする県税の納期限から6か月以内に所管の県税事務所に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※換価の猶予を申請する県税以外に、既に滞納となっている県税がある場合には、原則として、申請による換価の猶予は認められません。

<換価の猶予が認められた場合>

- ・財産の換価（売却）が猶予されます。
- ・延滞金の一部が免除になります。

猶予期間

1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く県税を完納することができる期間に限り、認められる期間に限り、猶予を受けようとする県税の納期限から6か月以内に所管の県税事務所に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

なお、猶予を受けた県税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、所管の県税事務所に申請することにより、猶予期間の延長が認められる場合があります（当初の猶予期間と合わせて最長2年）。

県税の減免

それぞれの理由に該当したときには、県税が減額又は免除されます。

税金の種類	理由
個人県民税	個人の市町村民税が減免されたとき
個人事業税	災害等により損害を受けたとき
不動産取得税	災害により不動産に損害を受けたため、それに替わる不動産を取得したとき
	取得した不動産が不動産取得税の納期前に災害により損害を受けたとき
自動車税	災害等により損害を受けたとき

身体障害者等への減免

身体又は精神に障害のある方が所有又は使用する自動車で、日常生活に欠かせないものとなり、一定の要件に該当する場合は、自動車税が減免されます。

申請時期

- 自動車税 4月1日から納期限まで（自動車を新規登録する場合は登録するとき）

必要書類

- 申請書 ●各障害者手帳
- 自動車検査証（車検証） ●運転免許証
- 生計が同じであることを証明する書類（家族運転の場合）
- 使用内容を証明する書類又は確認ができる書類



減税の上限額

- 自動車税 R1.9.30以前に新車新規登録したものについては年税額45,000円（重課対象自動車は51,700円）
R1.10.1以後に新車新規登録したものについては年税額43,500円を限度に減免

納税の猶予や減免等には手続きが必要です。所管の県税事務所へご相談ください。

県税の納税証明書

納税証明書には、一般用納税証明書と自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)があります。各請求書は高知県のホームページでダウンロードできます。

■一般用納税証明書

担保権の設定、国や市町村等に提出しなければならない場合に、県税の納税状況の証明を請求する手続きです。

請求窓口

最寄りの県税事務所にて受け付けています。

請求の際に必要なもの

- ・納税証明書交付請求書
- ・代理人の方が請求する場合は、委任状(原本)
- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、資格確認書など)
- ・最近、税金を納付した場合は領収書

証明手数料

証明事項1件につき360円(高知県収入証紙)
(ご注意)県税事務所では高知県収入証紙の販売は行っておりません。

■自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)

車検(構造変更含む)を受けるときに、自動車税納税証明書が必要となる場合があります。

継続検査又は構造等変更検査(車検)時における自動車税の納税情報を電子確認できる制度ができましたが、納付後すぐに車検を受けるときなどは電子確認ができないため、納税証明書(納税通知書の右端部分)が必要となる場合があります。

5月にお送りする自動車税納税通知書にはこの納税証明書が添付されていますので、納税された後は自動車車検証と一緒に保管してください。ただし、口座振替、地方税お支払サイト、eL-QR対応スマートフォンアプリで納付を行った場合、納税証明書が発行されません。詳しくは「eL-QR(地方税統一QRコード)を利用した納税(→35ページ)」をご覧ください。

申請窓口

最寄りの県税事務所にて受け付けています。

申請の際に必要なもの

- ・交付申請書
- ・最近、税金を納付した場合は領収書
- ・本人申請の場合、本人確認書類または車検証(コピー可)
- ・代理人申請の場合、車検証(コピー可)または委任状(原本)と本人確認書類

証明手数料

無料

マイナンバーの利用について

マイナンバー制度は、
行政を効率化し、国民の利便性を高め、
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。



●個人番号欄、法人番号欄がある申告書等の税務関係書類には個人番号、法人番号の記載が必要です。

例えば、以下の書類には個人番号欄、法人番号欄が設けられています。
個人番号、法人番号の記載が必要となる時期は、書類の種類により異なります。

税金の種類	書類の区分	番号の記載開始時期
法人県民税 法人事業税	申告書	平成28年1月1日以後に開始する事業年度分の申告書から
	申請書	平成28年1月1日以後に提出する申請書から
個人事業税	申告書	平成28年1月1日の属する年以後の年分の所得に係る申告書から
県たばこ税	申告書	平成28年1月1日以後に開始する課税期間の申告書から

●マイナンバー（個人番号）を記載した書類提出の際には、番号法の規定に基づき本人確認（個人番号の確認と身元の確認）を行います。

書類を提出する際には、以下の書類をお持ちください（法人番号には必要ありません）。
郵送の場合は、書類の写しが必要ですので、同封して送付してください。

個人番号の確認	身元(実在)の確認
<p>うら面</p> <p>個人番号カードのみで確認できます</p>	<p>おもて面</p>
<p>通知カード</p> <p>又は 住民票の写し・住民票記載事項証明書(個人番号記載)</p>	<p>写真付きの本人確認書類</p> <p>運転免許証、パスポート、身体障害者手帳 などのうち 1点</p> <p>写真付きの本人確認書類がない場合</p> <p>資格確認書、介護保険証、年金手帳 などのうち 2点</p>

税の窓口

■ 県税事務所所在地(県税の窓口)

● …… 県税事務所等

高知県安芸県税事務所
〒784-0001 安芸市矢ノ丸1丁目4-36
☎0887-34-1161

安芸駅
安芸総合庁舎2F
←高知 ●安芸市矢ノ丸出張所 室戸→
国道55

高知県中央東県税事務所
〒781-5103 高知市大津乙1820-1
☎088-866-8500
-8510(自動車税担当)

運輸支局 ● 高知県中央東(大津団地) 県税事務所員駐在所 ● 県税事務所員駐在所 ● バス停
歩道橋 ● 高知東警察署 ● 県道高知南国線(大津バイパス)
中央東県税事務所庁舎

高知県中央西県税事務所
〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52
☎088-821-4651・4652・4952

城西公園 ● 西庁舎 ● 県庁 ● 西庁舎1F ● 裁判所 ● 県庁本庁舎 ● 高知法務総合庁舎 ● 高知市役所
グランド通

高知県須崎県税事務所
〒785-0013 須崎市西古市町1-24
☎0889-42-2366・2367・2368

須崎駅 ● 須崎小学校 ● 裁判所 ● 須崎総合庁舎3F ● 須崎第二総合庁舎 ● 須崎郵便局 ● 税務署
国道56

高知県幡多県税事務所
〒787-0028 四万十市中村山手通19
☎0880-35-5972
-5974(自動車税担当)

検察庁 ● 天神橋アーケード ● 幡多総合庁舎2F ● 四万十市役所
大橋通

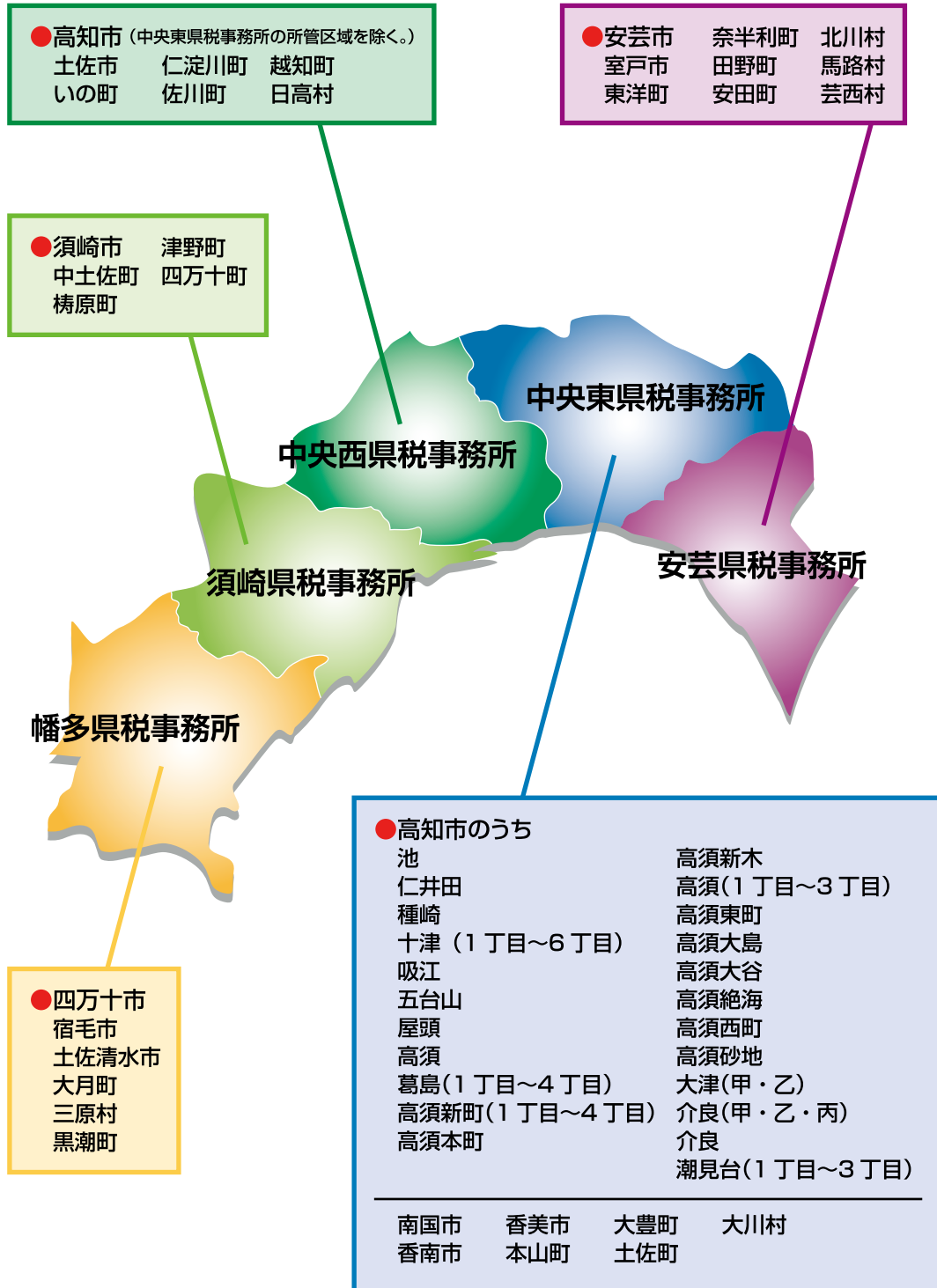
高知県中央東県税事務所員駐在所(自動車税の申告等)
〒781-5103 高知市大津乙1811
☎088-866-3705

運輸支局 ● 高知県中央東(大津団地) 県税事務所員駐在所 ● 県税事務所員駐在所 ● バス停
歩道橋 ● 高知東警察署 ● 県道高知南国線(大津バイパス) ● 中央東県税事務所庁舎

※自動車の登録手続き等については登録窓口へ ☎050-5540-2077(音声案内)

■ 県税事務所の管轄区域

●は県税事務所所在地です。



■ 税務署・税関支署等所在地 (国税の窓口)

● …… 税務署・税関支署等

安芸税務署
 〒784-0001 安芸市矢ノ丸4-5-7
 ☎0887-35-3115 (自動音声案内)
 担当区域
 室戸市
 安芸市
 安芸郡

南国税務署
 〒783-0004 南国市大桶甲1592-2
 ☎088-863-3215 (自動音声案内)
 担当区域
 南国市
 香南市
 香美市
 長岡郡

高知税務署
 〒780-0061 高知市栄田町2-2-10
 高知よさこい咲都(さいと)合同庁舎内
 ☎088-822-1123 (自動音声案内)
 担当区域
 高知市
 土佐郡

伊野税務署
 〒781-2103 吾川郡いの町幸町5
 ☎088-893-1121 (自動音声案内)
 担当区域
 土佐市
 吾川郡
 日高村

須崎税務署
 〒785-0004 須崎市青木町1-4
 須崎第2地方合同庁舎内
 ☎0889-42-2355 (自動音声案内)
 担当区域
 須崎市
 高岡郡
 (日高村除く)

中村税務署
 〒787-0022 四万十市中村新町4-4
 ☎0880-35-2135 (自動音声案内)
 担当区域
 宿毛市
 土佐清水市
 四万十市
 幡多郡

神戸税関 ☎078-333-3100 (税関相談官室)

高知税関支署 〒781-8010 高知市棧橋通5-4-55
 高知港湾合同庁舎内
 ☎088-832-6131
 担当区域
 高知県内全域
 (土佐市、須崎市を除く)

須崎出張所 〒785-0004 須崎市青木町1-4
 須崎第2地方合同庁舎内
 ☎0889-42-0333
 担当区域
 土佐市
 須崎市

市町村役場所在地

令和8年4月1日現在

市町村	郵便番号	所在地	電話番号
市			
高知市	780-8571	高知市本町5丁目1-45	(088) 822-8111
室戸市	781-7185	室戸市浮津25-1	(0887) 22-1111
安芸市	784-8501	安芸市土居82-1	(0887) 34-1111
南国市	783-8501	南国市大そね甲2301	(088) 863-2111
土佐市	781-1192	土佐市高岡町甲2017-1	(088) 852-1111
須崎市	785-8601	須崎市山手町1-7	(0889) 42-2311
宿毛市	788-8686	宿毛市希望ヶ丘1	(0880) 62-1111
土佐清水市	787-0392	土佐清水市天神町11-2	(0880) 82-1111
四万十市	787-8501	四万十市中村大橋通4丁目10	(0880) 34-1111
香南市	781-5292	香南市野市町西野2706	(0887) 56-0511
香美市	782-8501	香美市土佐山田町宝町1丁目2-1	(0887) 53-3111
安芸郡			
東洋町	781-7414	安芸郡東洋町生見758-3	(0887) 29-3111
奈半利町	781-6402	安芸郡奈半利町乙1659-1	(0887) 38-4011
田野町	781-6410	安芸郡田野町1828-5	(0887) 38-2811
安田町	781-6421	安芸郡安田町安田1850	(0887) 38-6711
北川村	781-6441	安芸郡北川村野友甲1530	(0887) 32-1212
馬路村	781-6201	安芸郡馬路村馬路443	(0887) 44-2111
芸西村	781-5792	安芸郡芸西村和食甲1262	(0887) 33-2111
長岡郡			
本山町	781-3692	長岡郡本山町本山636	(0887) 76-2223
大豊町	789-0392	長岡郡大豊町津家1626	(0887) 72-0450
土佐郡			
土佐町	781-3492	土佐郡土佐町土居194	(0887) 82-0480
大川村	781-3703	土佐郡大川村小松27-1	(0887) 84-2211
吾川郡			
いの町	781-2192	吾川郡いの町1700-1	(088) 893-1111
仁淀川町	781-1592	吾川郡仁淀川町大崎200	(0889) 35-0111
高岡郡			
中土佐町	789-1301	高岡郡中土佐町久礼6663-1	(0889) 52-2211
佐川町	789-1292	高岡郡佐川町甲1650-2	(0889) 22-7700
越知町	781-1301	高岡郡越知町越知甲1970	(0889) 26-1111
梶原町	785-0695	高岡郡梶原町梶原1444-1	(0889) 65-1111
日高村	781-2194	高岡郡日高村本郷61-1	(0889) 24-5111
津野町	785-0201	高岡郡津野町永野225-1	(0889) 55-2311
四万十町	786-8501	高岡郡四万十町琴平町16-17	(0880) 22-3111
幡多郡			
大月町	788-0302	幡多郡大月町弘見2230	(0880) 73-1111
三原村	787-0892	幡多郡三原村来栖野346	(0880) 46-2111
黒潮町	789-1992	幡多郡黒潮町入野5893	(0880) 43-2111



県税に関する情報をホームページで提供しています

● 県税のページ

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110000/110501/>

● 高知県トップページ

<https://www.pref.kochi.lg.jp/> → 組織から探す → 総務部 税務課



くらしと県税 令和8年度版

編集・発行／高知県総務部税務課

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内2丁目4番1号 北庁舎3階

TEL 088-823-9306 FAX 088-823-9252

E-mail 110501@ken.pref.kochi.lg.jp